

福岡県医発第1520号(地)
平成18年11月17日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



「平成18年度市町村児童家庭相談事業の状況について」、「市町村域での
要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの
設置状況調査結果について(平成18年4月)」について

標記調査結果が、日本医師会並びに福岡県保健福祉部児童家庭課より送付してきましたので、
お送りいたしますとともに、児童虐待防止施策のさらなる推進にご協力いただきますようお願い
いたします。

本調査は、改正児童福祉法に基づき、平成17年4月から全ての市町村が児童家庭相談に関
する相談業務を行うこととされたことを踏まえ、制度施行1年が経過した各自治体の状況を把
握するため、市町村の児童家庭相談業務の状況、並びに市町村域での要保護児童対策地域協議
会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況についての調査結果であります。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



(地Ⅲ146)

平成18年11月9日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村 定 臣



「平成18年度市町村の児童家庭相談業務の状況について」、「市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査の結果について（平成18年4月調査）」の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室長より、標記調査結果について公表がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本調査は、改正児童福祉法に基づき、平成17年4月から全ての市町村が児童家庭相談に関する相談業務を行うこととされたことを踏まえ、制度施行1年が経過した各自治体の状況を把握するため、市町村の児童家庭相談業務の状況、並びに市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況等について調査した結果であります。

つきましては、貴会におかれましても本件の主旨をご理解いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



「公印省略」

18児第1898号

平成18年11月8日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部児童家庭課長
(児童福祉係)

「平成18年度市町村の児童家庭相談業務の状況について」、「市町村域での
要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの
設置状況調査の結果について（平成18年4月調査）」の送付について

本県の児童福祉行政の推進につきまして、日頃から格別のご配慮を賜り厚くお礼申し
上げます。

さて、厚生労働省実施の調査（平成18年5月10日雇児総発第0510001号）の結果の
まとめが別添のとおり送付されましたので、送付します。

つきましては、各郡市医師会にご周知いただきますとともに、これを踏まえ、児童虐
待防止施策のさらなる推進にご理解ご協力下さいますようお願いいたします。

福岡県保健福祉部児童家庭課
児童福祉係 担当：中 野
TEL：092－643－3256
FAX：092－643－3260



市町村における児童家庭相談業務等の状況について

(概 要)

(平成18年度調査結果)

改正児童福祉法に基づき、平成17年4月から全ての市町村が児童家庭相談に関する相談業務を行うこととされたことを踏まえ、市町村の児童虐待等に関する相談体制状況や要保護児童対策地域協議会の設置状況等について調査した結果である。

- 平成17年度に全国の市町村が受け付けた児童虐待に関する相談受付件数は38,183件。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容（助言指導・児童相談所への送致等）を決定した児童虐待に関する相談対応件数は40,222件であった。

(注) 受付件数に比して対応件数が多いのは、平成17年4月前に家庭児童相談室等で児童家庭相談の受付を行っていたケースについて、平成17年4月以降に援助内容を決定した件数が含まれているため。

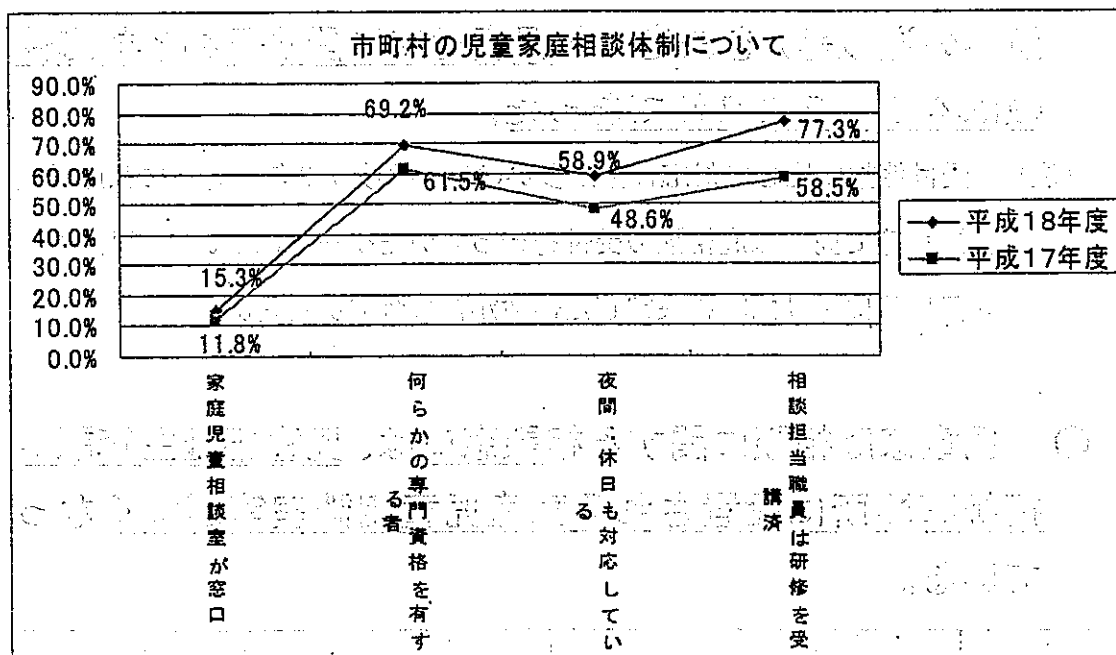
- 児童家庭相談に関する相談窓口は、児童福祉主管課や福祉事務所に設置される家庭児童相談室等が多くなっている。

	児童福祉 主管課	児童福祉・母 子保健統合 課	福祉事務所 (家庭児童相 談室)	保健セン ター	母子保健 主管課	教育委員 会	保育所	学校	その他	合計
市区町村数	793	469	282	71	69	32	25	2	100	1,843
割合	43.0%	25.4%	15.3%	3.9%	3.7%	1.7%	1.4%	0.1%	5.4%	100.0%

○ 相談窓口に従事する職員については、何らかの専門資格を有する者が、前年度の61.5%から69.2%と増加、うち、児童福祉司と同様の資格を有する者は7.8%から11.4%（うち、医師・社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者を除いた者の割合は5.3%から8.2%）と増加した。

○ 夜間・休日の相談への対応については、対応している市町村が約6割と、前年度に比べ約1割増加した。

○ 相談担当職員の研修受講状況については、約8割の市町村の職員が受講しており、前年度に比べ約2割増加した。

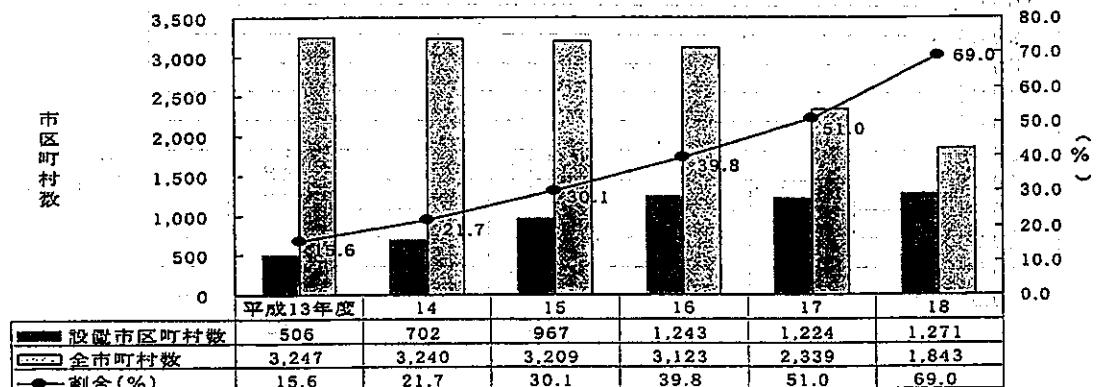


○ 都道府県からの後方支援の状況については、児童相談所職員等による市町村職員への研修の実施（60.5%→72.8%）や児童相談所職員による個々の事例に対する助言（58.2%→77.2%）等、前年度に比べ上昇している。

○ 児童家庭相談を行う上での困難点としては、「専門性を有する人材の確保が困難」「職員数の確保が困難」といった点を挙げる市町村が多かった。

○ 要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）または虐待防止ネットワークを設置している市町村割合は69.0%と前年度に比べ約2割増加した。なお、協議会を設置している市町村割合は32.4%となっている。

要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置数および割合
(平成13年度～平成18年度)



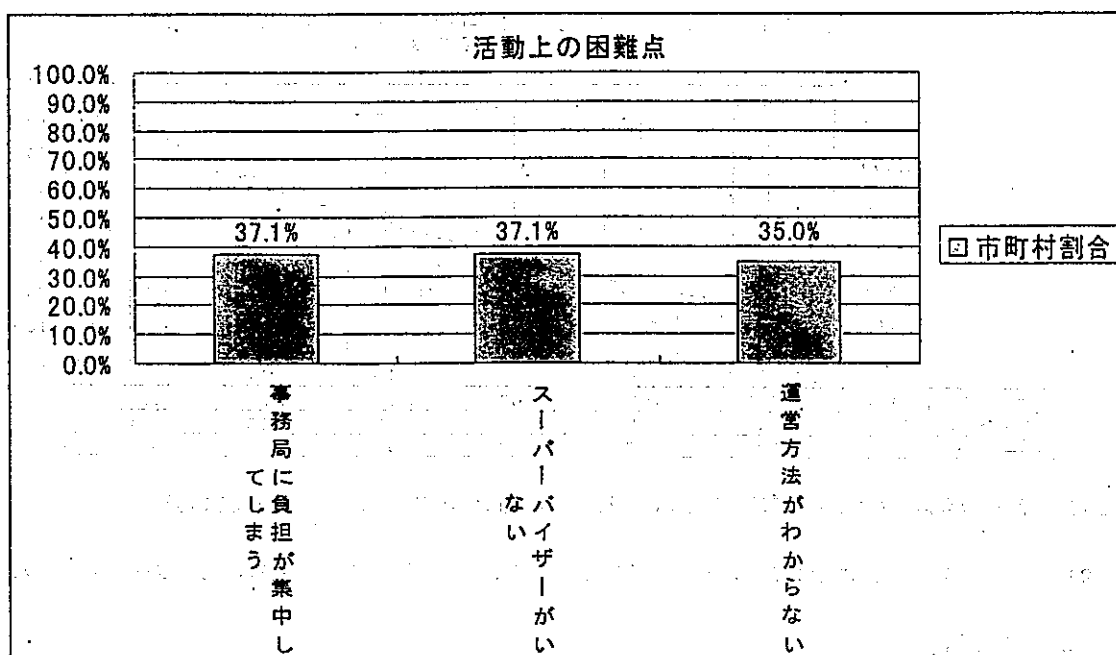
注1) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度については4月1日現在の調査である。

注2) 平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、17年度からは協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

○都道府県別に見た協議会及びネットワークの設置率は、
26.2%から100%と大きな地域間格差が存在。

	協議会(ネットワーク) 設置済み市町村の割合	都道府県名
100%	6 (12.8%)	山形県、神奈川県、福井県、 岐阜県、滋賀県、大阪府
80～99%	11 (23.4%)	北海道、宮城県、埼玉県、富山県、石川県、静岡県、 愛知県、兵庫県、鳥取県、島根県、徳島県
60～79%	14 (29.8%)	岩手県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、三重県、和歌山県、 岡山県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、大分県
40～59%	12 (25.5%)	茨城県、栃木県、群馬県、長野県、京都府、奈良県、 愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
20～39%	4 (8.5%)	青森県、秋田県、福島県、福岡県

○協議会又はネットワークの活動を行う上での困難点
としては、「事務局に負担が集中してしまう」「スーパー
バイザーがない」「運営方法が分からない」とする市
町村が多かった。



照会先
雇用均等・児童家庭局総務課
課長補佐 田村 悟
児童福祉専門官 太田 和男
電話 03(5253)1111
内線 7819・7822

平成 18 年 度

市町村の児童家庭相談業務の状況について

- 平成17年4月1日に改正児童福祉法が施行され、市町村は児童家庭相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされたところである。
本調査は、制度施行一年が経過した各自治体の状況を把握するため、平成18年4月1日現在の市区町村の児童家庭相談業務の状況を調査したものである。
- この調査は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課が、調査票を用いて、各都道府県を経由して域内の市区町村の状況を把握するとともに、各政令指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市）については直接調査し、状況を把握したものである。
- また、この報告書は、1,843市区町村（平成18年4月1日現在）を、市（区を含む）、町、村、指定都市・児童相談所設置市で区分、さらに市（区）については人口規模により、30万人以上、10万人以上30万人未満、10万人未満に細分して集計を行ったものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

（平成18年4月1日現在）

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市 区	785		
人口30万人以上	68	31,774,544 人	(24.5%)
人口10万人～30万人未満	201	32,672,102 人	(25.2%)
人口10万人未満	516	27,870,934 人	(21.5%)
町	844	12,860,548 人	(9.9%)
村	197	971,248 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	17	23,724,606 人	(18.3%)
計	1,843	129,873,982 人	(100.0%)

1 市町村児童家庭相談件数(平成17年度)

平成17年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約23万件、うち児童虐待に関する相談受付件数は38,183件。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所への送致等)を決定した相談対応件数は約24万件、うち児童虐待に関する相談対応件数は40,222件であった。

(注) 受付件数に比して対応件数が多いのは、従来、家庭児童相談室等で児童家庭相談の受付を行っていたケースについて、平成17年度にて援助内容を決定した件数が含まれているため。

	受 付 件 数			対 応 件 数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他相談 ③-④
北海道	6,657	1,069	5,588	6,596	1,058	5,538
青森県	501	88	413	497	84	413
岩手県	1,123	242	881	2,118	286	1,832
宮城県	2,899	679	2,220	3,116	790	2,326
秋田県	2,970	148	2,822	2,976	148	2,828
山形県	2,593	145	2,448	2,560	145	2,415
福島県	1,971	245	1,726	1,958	245	1,713
茨城県	4,712	739	3,973	5,125	828	4,297
栃木県	1,468	466	1,002	1,454	464	990
群馬県	4,079	550	3,529	4,137	577	3,560
埼玉県	8,792	1,662	7,130	10,413	1,836	8,577
千葉県	7,739	1,541	6,198	7,540	1,470	6,070
東京都	27,116	4,052	23,064	26,827	4,000	22,827
神奈川県	4,847	1,734	3,113	5,377	1,911	3,466
新潟県	4,057	636	3,421	3,981	623	3,358
富山県	656	207	449	674	225	449
石川県	1,387	205	1,182	1,397	218	1,179
福井県	822	183	639	824	183	641
山梨県	1,483	410	1,073	1,579	481	1,098
長野県	8,299	608	7,691	8,638	648	7,990
岐阜県	2,746	388	2,358	2,798	389	2,409
静岡県	5,341	1,043	4,298	5,494	1,084	4,410
愛知県	5,871	1,912	3,959	5,707	1,848	3,859
三重県	3,565	686	2,879	4,602	908	3,694
滋賀県	3,425	1,473	1,952	3,569	1,549	2,020
京都府	1,287	285	1,002	1,333	289	1,044
大阪府	13,503	4,428	9,075	13,554	4,411	9,143
兵庫県	19,577	1,484	18,093	19,604	1,502	18,102
奈良県	2,779	559	2,220	2,820	517	2,303
和歌山県	1,117	229	888	1,115	238	877
鳥取県	1,326	235	1,091	1,414	248	1,166
島根県	1,215	219	996	1,234	231	1,003
岡山県	1,875	954	921	1,871	955	916
広島県	2,881	587	2,294	3,110	528	2,582
山口県	1,819	422	1,397	2,227	555	1,672
徳島県	821	189	632	891	195	696
香川県	505	203	302	905	496	409
愛媛県	1,631	399	1,232	1,649	442	1,207
高知県	1,414	316	1,098	1,552	405	1,147
福岡県	4,716	993	3,723	5,593	1,258	4,335
佐賀県	767	137	630	991	164	827
長崎県	2,168	386	1,782	2,124	358	1,766
熊本県	3,153	427	2,726	3,745	471	3,274
大分県	3,328	427	2,901	3,746	450	3,296
宮崎県	1,549	363	1,186	1,590	374	1,216
鹿児島県	1,430	413	1,017	1,450	424	1,026
沖縄県	2,144	430	1,714	2,682	528	2,154
札幌市	0	0	0	0	0	0
仙台市	734	192	542	734	188	546
さいたま市	584	150	434	525	151	374
千葉市	3,957	483	3,474	4,113	503	3,610
横浜市	25,836	332	25,504	25,836	332	25,504
川崎市	0	0	0	0	0	0
静岡市	737	144	593	737	144	593
名古屋市	0	0	0	0	0	0
京都市	1,148	339	809	1,148	339	809
大阪市	1,471	88	1,383	1,130	110	1,020
神戸市	5,339	128	5,211	5,339	128	5,211
広島市	878	70	808	1,321	108	1,213
北九州市	3,633	583	3,050	3,633	583	3,050
福岡市	1,790	478	1,312	2,353	599	1,754
合計	232,231	38,183	194,048	242,026	40,222	201,804

2 相談窓口(主たる相談窓口)の設置場所について

市区においては、昭和39年から事務次官通知に基づき福祉事務所に家庭児童相談室が設置できることとされていたことから、家庭児童相談室を設置していた市区の場合、この組織を中核にするなどにより体制整備が円滑に行われたようであり、福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置している自治体が、人口規模が30万人以上では75.0%(当該区分の総数に対する割合、以下同じ)、10万人以上30万人未満では80.1%、10万人未満で86.5%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.2%、村では86.3%となっている。また、町村保健センターを主たる相談窓口とする自治体の比率は、町では6.4%、村では8.1%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が76.5%となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	市区			町	村	指定都市・ 児童相談 所設置市	合計
	人口30万 人以上	人口10万 人以上30 万人未満	人口10万 人未満				
①市区町村児童福祉 主管課	48.5% 33	53.2% 107	47.7% 246	41.7% 352	26.9% 53	11.8% 2	43.0% 793
②市区町村母子保健 主管課	1.5% 1	0.0% 0	1.4% 7	6.0% 51	5.1% 10	0.0% 0	3.7% 69
③市区町村児童福祉・ 母子保健統合課	1.5% 1	3.0% 6	3.9% 20	39.5% 333	54.3% 107	11.8% 2	25.4% 469
④福祉事務所 (家庭児童相談室)	26.5% 18	26.9% 54	38.8% 200	0.1% 1	0.0% 0	52.9% 9	15.3% 282
⑤福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	0.0% 0	1.0% 2	2.3% 12	0.0% 0	0.5% 1	0.0% 0	0.8% 15
⑥市区町村保健センター (類似施設を含む)	0.0% 0	0.0% 0	0.2% 1	6.4% 54	8.1% 16	0.0% 0	3.9% 71
⑦教育委員会	0.0% 0	1.0% 2	1.6% 8	2.1% 18	2.0% 4	0.0% 0	1.7% 32
⑧保育所(地域子育て支援 センターを含む)	0.0% 0	1.0% 2	0.8% 4	2.1% 18	0.5% 1	0.0% 0	1.4% 25
⑨学校 (幼稚園・小学校・中学校)	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.1% 1	0.5% 1	0.0% 0	0.1% 2
⑩児童館・児童センター	0.0% 0	0.0% 0	0.2% 1	0.1% 1	0.0% 0	0.0% 0	0.1% 2
⑪その他	22.1% 15	13.9% 28	3.3% 17	1.8% 15	2.0% 4	23.5% 4	4.5% 83
合 計	100% 68	100% 201	100% 516	100% 844	100% 197	100% 17	100% 1,843

3 相談窓口に従事する職員(主たる相談窓口の担当職員)について

主たる相談窓口に従事する市区町村相談担当職員は、全国で6,286名配置されており、何らかの専門資格を有する者(①～⑩)は4,353名(69.2%)、うち、児童福祉司と同様の資格を有する者は715名(11.4%)(うち、医師・社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者を除いた者は515名(8.2%))となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:人数)								
	市区			町	村	指定都市・児童相談所設置市	合計	参考(平成17年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	10.3% 47	13.0% 114	8.1% 113	4.3% 97	3.3% 14	14.4% 130	8.2% 515	5.3% 371
②医師	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.1% 3	0.0% 0	0.1% 1	0.1% 4	0.0% 1
③社会福祉士	6.8% 31	3.5% 31	2.6% 36	0.9% 20	0.5% 2	4.0% 36	2.5% 156	1.9% 130
④精神保健福祉士	0.9% 4	0.9% 8	0.4% 5	0.9% 21	0.0% 0	0.2% 2	0.6% 40	0.6% 40
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)	13.4% 61	8.2% 72	7.8% 108	35.4% 793	41.0% 174	24.6% 222	22.7% 1,430	25.2% 1,751
⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く)	20.9% 95	20.3% 178	28.3% 394	2.5% 57	2.6% 11	9.3% 84	13.0% 819	10.8% 754
⑦保育士(①に該当する者を除く)	15.2% 69	14.9% 130	12.3% 171	6.5% 146	5.7% 24	7.0% 63	9.6% 603	7.3% 504
⑧①～⑦に該当しない心理職	4.8% 22	3.8% 33	1.8% 25	0.3% 6	0.0% 0	1.2% 11	1.5% 97	1.2% 86
⑨①～⑧に該当しない福祉職	4.2% 19	8.2% 72	10.4% 145	1.6% 35	1.2% 5	12.0% 108	6.1% 384	4.7% 328
⑩①～⑨に該当しない社会福祉主事	9.0% 41	9.1% 80	7.0% 97	1.2% 27	0.7% 3	6.3% 57	4.9% 305	4.5% 313
⑪①～⑩に記載の資格を有さない一般事務職員	11.6% 53	15.9% 139	19.3% 269	45.1% 1,010	45.0% 191	16.4% 148	28.8% 1,810	36.6% 2,544
⑫その他	2.9% 13	2.1% 18	2.2% 30	1.0% 23	0.0% 0	4.3% 39	2.0% 123	1.9% 129
合 計	100% 455	100% 875	100% 1,393	100% 2,238	100% 424	100% 901	100% 6,286	100% 6,951

● 主たる相談窓口の担当職員(総数:都道府県別)

(単位:人)

都道府県名	職員数	①児童福祉 施設と同様の 業務を行う 職員(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)	②医師等 士	③社会福 士	④精神保 護福祉士	⑤保健師 助産師(①に 該当する者 を除く)	⑥教員免 許を有する 者(①に該 当する者を 除く)	⑦保育士 (①に該当 する者を除 く)	⑧①～⑦に 該当しない 心理職	⑨①～⑦に 該当しない 福祉職	⑩①～⑦に 該当しない 社会福 士	⑪①～⑦に 該当しない 児童の 養育を有さ ない一般職 員	⑫その他	計
北海道	612	20	0	9	1	189	42	39	4	17	13	271	7	727
青森県	123	4	0	0	0	54	5	8	0	9	1	39	1	159
岩手県	86	5	0	0	0	13	10	5	0	7	3	23	0	142
宮城県	92	8	0	2	2	25	14	9	0	1	2	27	2	120
秋田県	78	7	0	1	0	10	14	9	0	4	1	29	1	85
山形県	80	1	0	0	0	14	12	9	0	3	3	37	1	121
福島県	162	1	0	0	1	68	18	2	0	8	10	54	0	209
茨城県	116	8	0	2	0	8	45	7	2	8	10	24	2	138
栃木県	107	8	0	3	0	25	20	8	0	6	1	36	2	120
群馬県	93	1	0	1	0	36	13	6	0	5	2	29	0	147
埼玉県	275	27	0	10	2	32	42	18	3	21	43	76	1	305
千葉県	171	12	0	2	1	12	55	9	4	10	8	55	3	206
東京都	420	52	1	27	6	46	55	98	28	8	32	48	19	383
神奈川県	126	12	0	6	0	29	9	10	7	9	6	32	6	117
新潟県	102	17	0	0	0	32	16	18	1	4	1	12	1	101
富山県	32	2	0	2	0	6	3	7	0	4	0	8	0	46
石川県	45	1	0	1	0	19	3	11	0	0	1	7	2	53
福井県	33	10	0	1	0	2	2	4	0	2	1	11	0	61
山梨県	80	1	0	2	0	30	7	2	0	5	4	29	0	93
長野県	202	12	1	2	5	52	28	25	4	6	8	59	2	228
岐阜県	103	6	0	2	2	15	15	16	0	9	9	28	1	107
静岡県	130	10	0	3	0	28	24	10	1	8	16	29	1	150
愛知県	203	5	0	3	3	27	43	24	6	13	7	72	0	176
三重県	102	20	0	3	1	26	11	9	1	7	2	20	2	116
滋賀県	72	2	0	5	0	15	11	8	0	5	6	20	0	99
京都府	67	0	0	1	0	16	13	11	4	4	3	15	0	91
大阪府	132	34	0	13	4	9	2	25	14	5	7	16	3	135
兵庫県	104	12	0	1	0	14	31	16	2	2	7	18	1	151
奈良県	89	13	0	0	0	25	10	8	0	3	3	27	0	101
和歌山県	76	3	0	2	0	23	5	4	1	3	4	29	2	90
鳥取県	43	1	0	0	0	15	4	4	1	2	4	10	2	45
島根県	51	2	0	0	6	16	2	4	0	0	3	18	0	74
岡山県	87	5	0	1	0	44	17	2	0	2	2	13	1	78
広島県	65	9	0	3	0	5	6	9	0	6	3	21	3	77
山口県	58	4	0	1	0	6	7	11	0	4	1	22	2	85
徳島県	69	5	0	1	0	23	5	1	1	9	2	22	0	89
香川県	47	0	0	1	0	18	5	6	0	0	1	16	0	68
愛媛県	59	2	0	0	0	7	10	12	2	3	0	23	0	55
高知県	71	4	1	0	1	21	11	7	0	9	0	15	2	83
福岡県	158	7	0	2	0	32	12	18	0	8	1	74	4	195
佐賀県	76	0	0	0	0	21	9	1	0	5	0	40	0	91
長崎県	56	4	0	1	0	14	14	5	0	5	0	13	0	109
熊本県	101	4	0	0	0	14	9	6	0	7	1	60	0	211
大分県	87	6	0	3	0	12	20	4	0	1	8	27	6	96
宮崎県	71	5	0	1	0	21	13	3	0	1	1	26	0	107
鹿児島県	123	5	0	0	0	27	3	7	0	12	6	61	2	157
沖縄県	72	8	0	2	1	12	10	7	0	6	3	21	2	91
札幌市	10	0	0	0	0	0	8	0	0	2	0	0	0	25
仙台市	27	0	0	0	0	10	3	2	0	10	1	0	1	27
さいたま市	20	0	0	0	0	0	4	3	0	2	4	7	0	20
千葉市	24	9	0	2	0	1	9	0	0	1	0	0	2	18
横浜市	267	36	0	17	0	127	18	18	0	30	0	0	21	22
川崎市	38	37	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	38
静岡市	12	1	0	0	0	0	0	4	2	1	1	0	0	12
名古屋市	65	20	0	0	0	4	3	5	0	0	13	11	12	16
京都市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0	0	0	14
大阪市	96	12	0	6	0	0	18	27	0	12	0	21	0	48
堺市	19	5	0	3	1	0	4	0	1	1	1	3	0	-
神戸市	165	0	0	1	0	72	0	0	0	4	5	82	1	153
広島市	21	1	0	0	0	1	6	1	0	1	11	0	0	20
北九州市	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	15	0	36
福岡市	34	4	0	2	1	5	10	3	1	0	0	7	1	34
横須賀市	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	-
金沢市	22	5	1	4	0	1	0	0	7	2	0	2	0	-
合計	6,286	515	4	156	40	1,430	819	603	97	384	305	1,810	123	6,951
割合	100.0%	8.2%	0.1%	2.5%	0.6%	22.7%	13.0%	9.6%	1.5%	6.1%	4.9%	28.8%	2.0%	100.0%

● 主たる相談窓口の担当職員(常勤・非常勤職員数、専任・兼任職員数:都道府県別)

主たる相談窓口に従事する職員は、常勤職員が4,353名(69.2%)、また専任職員は2,295名配置されている。

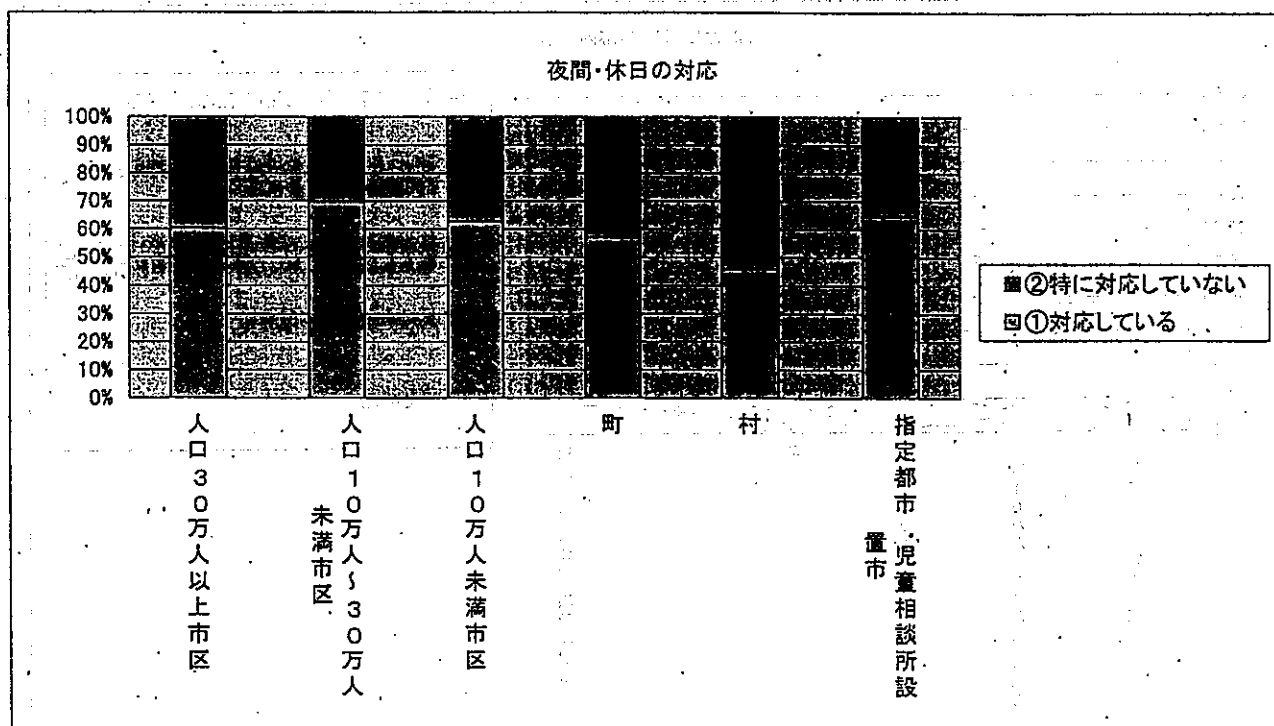
(単位:人、%)

都道府県 庁名	職員数		割合		職員数		割合	
	常勤職員数	非常勤職員数	常勤割合	非常勤割合	専任職員数	兼任職員数	専任割合	兼任割合
北海道	541	71	88.4%	11.6%	83	529	13.6%	86.4%
青森県	114	9	92.7%	7.3%	8	115	6.5%	93.5%
岩手県	45	21	68.2%	31.8%	19	47	28.8%	71.2%
宮城県	69	23	75.0%	25.0%	24	68	26.1%	73.9%
秋田県	48	28	63.2%	36.8%	33	43	43.4%	56.6%
山形県	64	16	80.0%	20.0%	16	64	20.0%	80.0%
福島県	136	26	84.0%	16.0%	30	132	18.5%	81.5%
茨城県	53	63	45.7%	54.3%	69	47	59.5%	40.5%
栃木県	70	37	65.4%	34.6%	42	65	39.3%	60.7%
群馬県	76	17	81.7%	18.3%	23	70	24.7%	75.3%
埼玉県	196	79	71.3%	28.7%	88	187	32.0%	68.0%
千葉県	91	80	53.2%	46.8%	101	70	59.1%	40.9%
東京都	239	181	56.9%	43.1%	362	58	86.2%	13.8%
神奈川県	83	43	65.9%	34.1%	53	73	42.1%	57.9%
新潟県	71	31	69.6%	30.4%	36	66	35.3%	64.7%
富山県	22	10	68.8%	31.2%	8	24	25.0%	75.0%
石川県	38	7	84.4%	15.6%	4	41	8.9%	91.1%
福井県	22	11	66.7%	33.3%	8	25	24.2%	75.8%
山梨県	60	20	75.0%	25.0%	41	39	51.3%	48.8%
長野県	145	57	71.8%	28.2%	53	149	26.2%	73.8%
岐阜県	68	35	66.0%	34.0%	29	74	28.2%	71.8%
静岡県	78	52	60.0%	40.0%	53	77	40.8%	59.2%
愛知県	133	70	65.5%	34.5%	85	118	41.9%	58.1%
三重県	69	33	67.6%	32.4%	31	71	30.4%	69.6%
滋賀県	46	26	63.9%	36.1%	34	38	47.2%	52.8%
京都府	42	25	62.7%	37.3%	25	42	37.3%	62.7%
大阪府	81	51	61.4%	38.6%	82	50	62.1%	37.9%
兵庫県	42	62	40.4%	59.6%	63	41	60.6%	39.4%
奈良県	66	23	74.2%	25.8%	27	82	30.3%	69.7%
和歌山県	68	8	89.5%	10.5%	15	61	19.7%	80.3%
鳥取県	31	12	72.1%	27.9%	15	28	34.9%	65.1%
島根県	45	8	88.2%	11.8%	6	45	11.8%	88.2%
岡山県	57	30	65.5%	34.5%	24	63	27.6%	72.4%
広島県	40	25	61.5%	38.5%	12	53	18.5%	81.5%
山口県	42	16	72.4%	27.6%	23	35	39.7%	60.3%
徳島県	50	19	72.5%	27.5%	22	47	31.9%	68.1%
香川県	39	8	83.0%	17.0%	9	38	19.1%	80.9%
愛媛県	39	20	66.1%	33.9%	31	28	52.5%	47.5%
高知県	42	29	59.2%	40.8%	18	53	25.4%	74.6%
福岡県	126	32	79.7%	20.3%	40	118	25.3%	74.7%
佐賀県	59	17	77.6%	22.4%	11	65	14.5%	85.5%
長崎県	30	26	53.8%	46.2%	27	29	48.2%	51.8%
熊本県	83	18	82.2%	17.8%	20	81	19.8%	80.2%
大分県	49	38	56.3%	43.7%	40	47	46.0%	54.0%
宮崎県	58	13	81.7%	18.3%	16	55	22.5%	77.5%
鹿児島県	97	26	78.9%	21.1%	21	102	17.1%	82.9%
沖縄県	43	29	59.7%	40.3%	26	46	36.1%	63.9%
札幌市	0	10	0.0%	100.0%	10	0	100.0%	0.0%
仙台市	11	16	40.7%	59.3%	18	9	66.7%	33.3%
さいたま市	10	10	50.0%	50.0%	10	10	50.0%	50.0%
千葉市	7	17	29.2%	70.8%	24	0	100.0%	0.0%
横浜市	177	90	66.3%	33.7%	0	267	0.0%	100.0%
川崎市	29	9	76.3%	23.7%	38	0	100.0%	0.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	12	0	100.0%	0.0%
名古屋市	54	11	83.1%	16.9%	31	34	47.7%	52.3%
京都市	0	42	0.0%	100.0%	42	0	100.0%	0.0%
大阪市	48	48	50.0%	50.0%	96	0	100.0%	0.0%
堺市	8	13	31.6%	68.4%	18	1	94.7%	5.3%
神戸市	149	16	90.3%	9.7%	0	165	0.0%	100.0%
広島市	13	8	61.9%	38.1%	8	13	38.1%	61.9%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	29	7	80.6%	19.4%
福岡市	14	20	41.2%	58.8%	34	0	100.0%	0.0%
横須賀市	1	2	33.3%	66.7%	0	3	0.0%	100.0%
金沢市	15	7	68.2%	31.8%	19	3	86.4%	13.6%
合計	4,353	1,933	69.2%	30.8%	2,295	3,991	36.5%	63.5%

4-1 夜間・休日の対応について

夜間・休日の対応については、対応している自治体が58.9%と平成17年度(48.6%)に比べ約10%上昇しており、特に市区については約6割～7割の対応率となっている。村についても前年度に比べ約10%以上上昇したが、45.7%となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)								
	規 模 区 分						合計	参考(平成17年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市・ 児童相談 所設置市		
①対応している	60.3%	69.7%	62.6%	57.0%	45.7%	64.7%	58.9%	48.6%
	41	140	323	481	90	11	1,086	1,167
②特に対応してい ない	39.7%	30.3%	37.4%	43.0%	54.3%	35.3%	41.1%	51.4%
	27	61	193	363	107	6	757	1,232
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	68	201	516	844	197	17	1,843	2,399



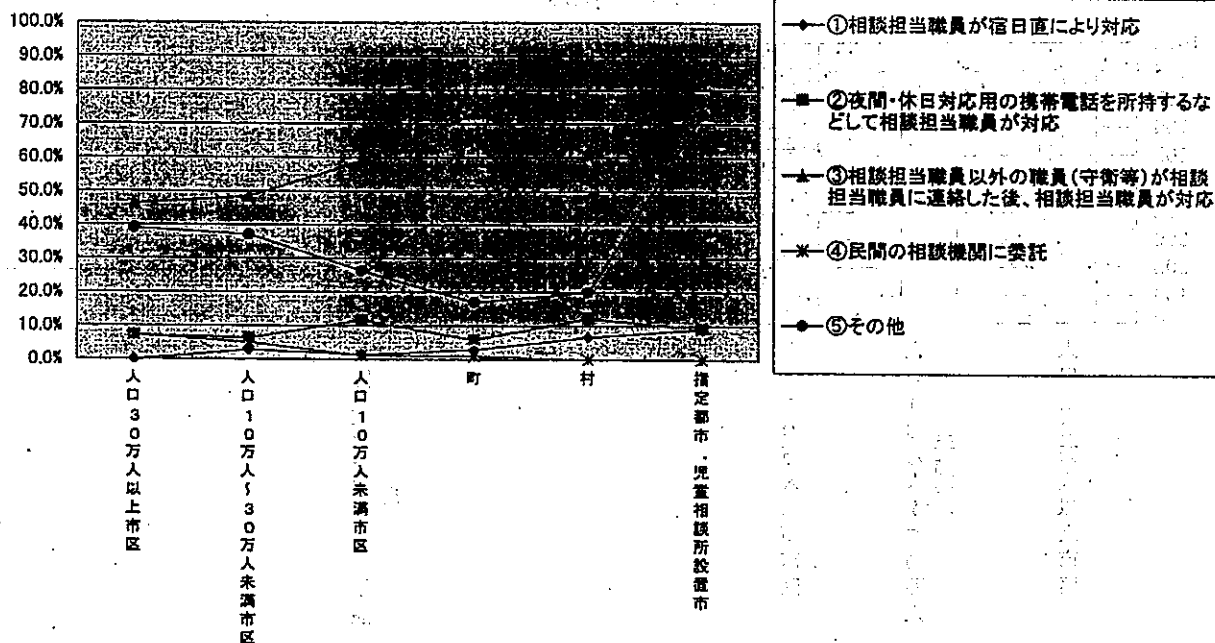
4-2 夜間・休日の対応について(対応内容別)

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その対応内容を見ると、守衛等の相談担当職員以外の職員が相談担当職員に連絡した後、相談担当職員が対応している(63.2%)といった対応が多い。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						平均	参考(平成17年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
①相談担当職員が宿日直により対応	0.0%	2.9%	1.5%	2.9%	6.7%	9.1%	2.8%	7.6%
	0	4	5	14	6	1	30	89
②夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして相談担当職員が対応	7.3%	6.4%	11.8%	5.8%	12.2%	9.1%	8.3%	8.7%
	3	9	38	28	11	1	90	101
③相談担当職員以外の職員(守衛等)が相談担当職員に連絡した後、相談担当職員が対応	46.3%	48.6%	59.1%	73.2%	61.1%	9.1%	63.2%	58.4%
	19	68	191	352	55	1	686	681
④民間の相談機関に委託	7.3%	5.0%	1.2%	1.0%	0.0%	0.0%	1.7%	—
	3	7	4	5	0	0	19	—
⑤その他	39.0%	37.1%	26.3%	17.0%	20.0%	72.7%	24.0%	25.4%
	16	52	85	82	18	8	261	296
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	41	140	323	481	90	11	1,086	1,167

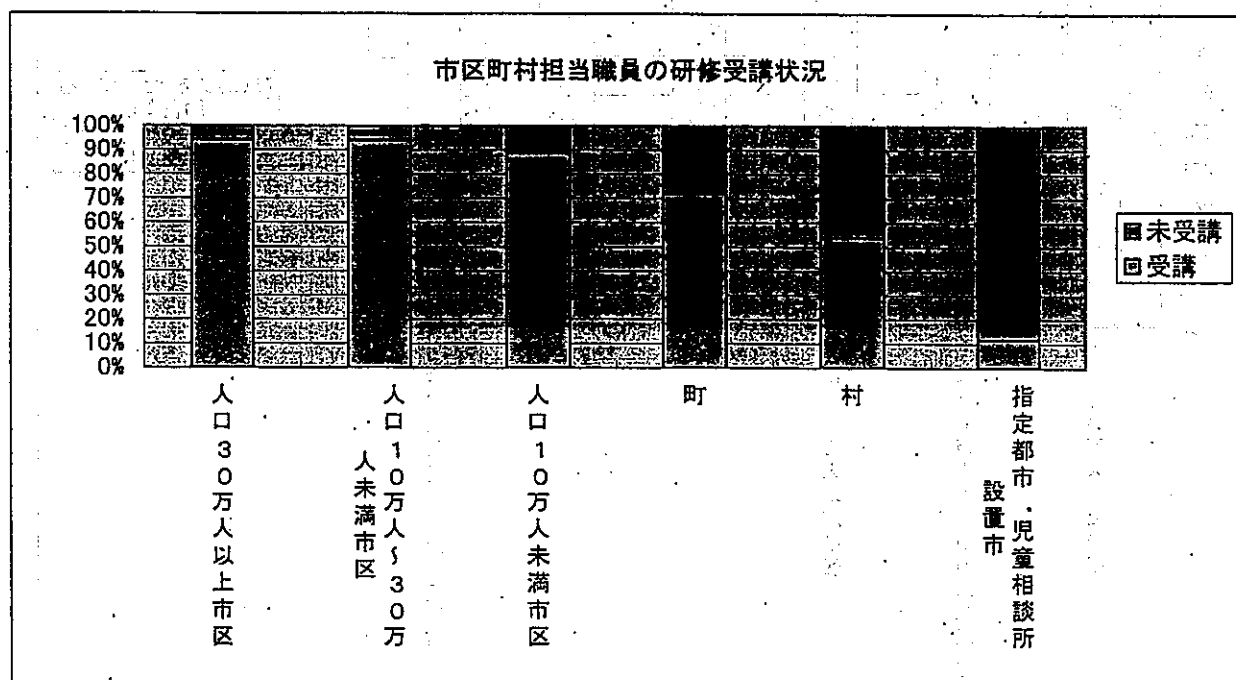
夜間・休日対応(対応内容別)



5 相談担当職員(主たる相談窓口の職員)の研修について

担当職員の研修受講状況(受講率)については、平均で77.3%と平成17年度(58.5%)に比べ約20%近く増加しており、また、いずれの人口規模区分においても平成17年度より増加した。なお、傾向としては、市区、町、村と行政規模が小さくなればなるほど受講率が下がっており、特に村においては約半数の職員が未受講者である。

	(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)						合計	参考(平成17年度)
	規 模 区 分							
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
受講	94.1%	94.0%	88.6%	71.9%	53.8%	11.8%	77.3%	58.5%
	64	189	457	607	106	2	1,425	1,403
未受講	5.9%	6.0%	11.4%	28.1%	46.2%	88.2%	22.7%	41.5%
	4	12	59	237	91	15	418	996
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	68	201	516	844	197	17	1,843	2,399



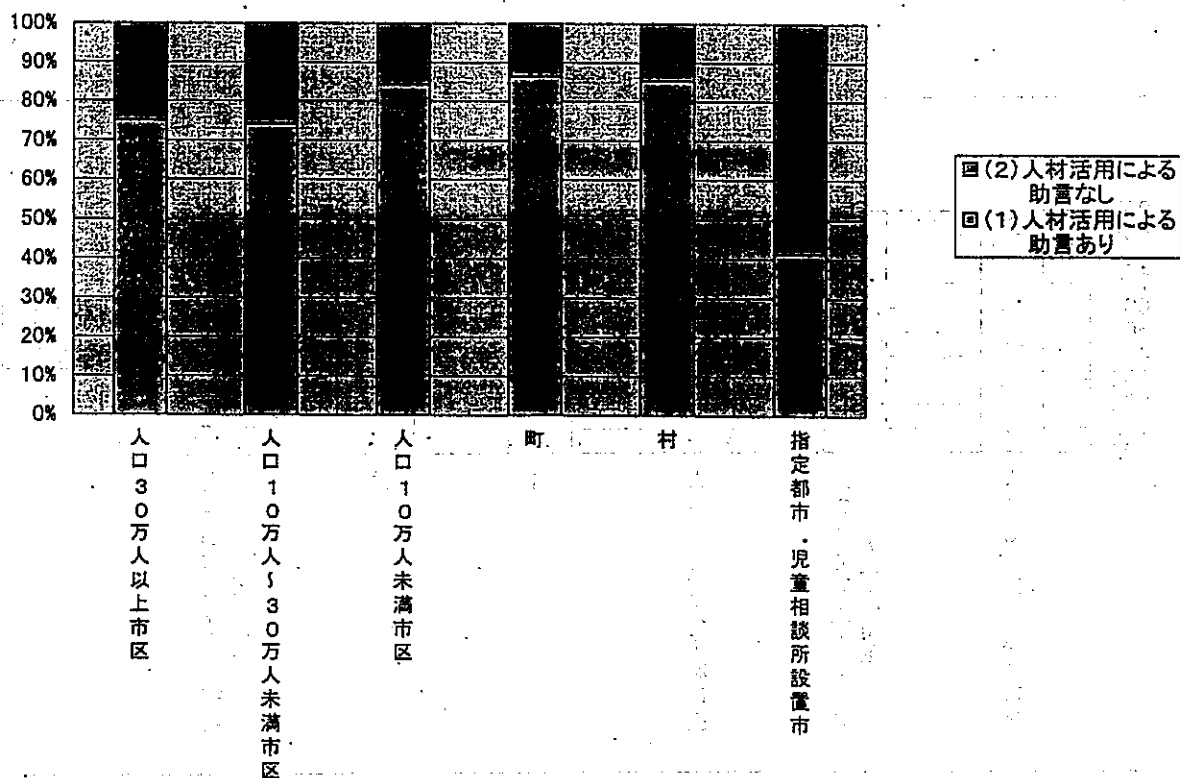
6 外部人材の活用について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする自治体が83.5%と平成17年度(11.5%)に比べ約70%増加している。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規 模 区 分						合 計	参考(平成17年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
(1)人材活用による助言あり	75.0%	74.1%	84.1%	86.4%	85.3%	41.2%	83.5%	11.5%
	51	149	434	729	168	7	1,538	276
(2)人材活用による助言なし	25.0%	25.9%	15.9%	13.6%	14.7%	58.8%	16.5%	88.5%
	17	52	82	115	29	10	305	2,123
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	68	201	516	844	197	17	1,843	2,399

外部人材の活用による助言

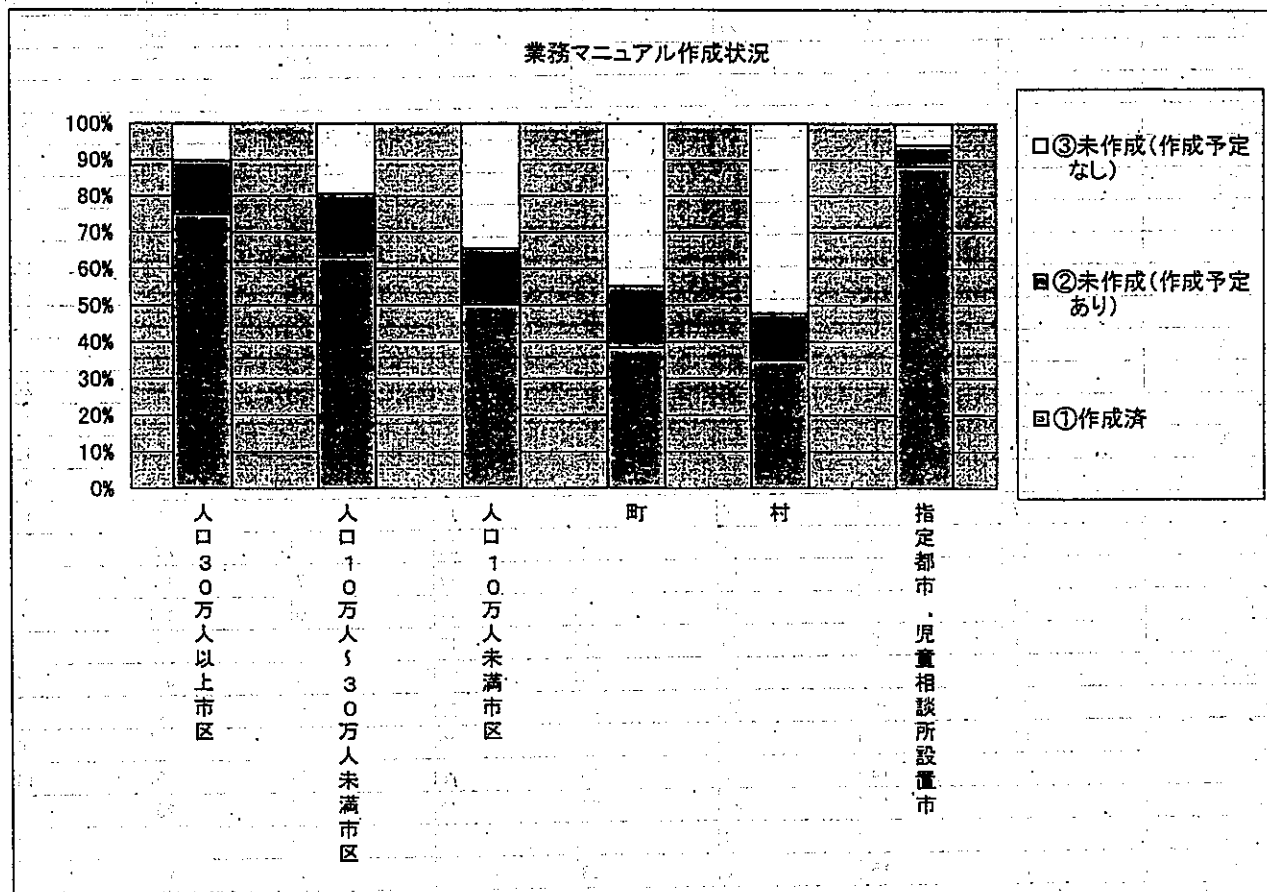


7 業務マニュアル作成状況について

業務マニュアルは、それぞれの自治体に適したものの作成が必要であるが、作成しているのは、市部の人口規模30万人以上の所では75.0%、10万人以上30万人未満では63.2%、10万人未満では50.2%、町では38.3%、村では35.0%となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規 模 区 分						合計	参考(平成17年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市・ 児童相談 所設置市		
①作成済	75.0%	63.2%	50.2%	38.3%	35.0%	88.2%	45.8%	49.9%
	51	127	259	323	69	15	844	1,197
②未作成(作成予定あり)	14.7%	17.4%	15.3%	16.9%	12.7%	5.9%	15.9%	50.1%
	10	35	79	143	25	1	293	
③未作成(作成予定なし)	10.3%	19.4%	34.5%	44.8%	52.3%	5.9%	38.3%	1,202
	7	39	178	378	103	1	706	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	68	201	516	844	197	17	1,843	2,399



● その他の調査事項(都道府県別:市区町村数(指定都市・児童相談所設置市は除く))

(単位:市区町村数)

都道府県 県名等	職員研修		夜間・休日の対応		外部人材の活用状況		業務マニュアル	
	受講済	未受講	対応している	対応していない	活用あり	活用無し	作成済	未作成
北海道	121	58	115	64	169	10	26	153
青森県	38	2	32	8	38	2	14	26
岩手県	30	5	28	7	34	1	16	19
宮城県	30	5	22	13	27	8	31	4
秋田県	17	8	9	16	21	4	6	19
山形県	34	1	17	18	34	1	0	35
福島県	61	0	24	37	53	8	61	0
茨城県	27	17	28	16	37	7	11	33
栃木県	33	0	8	25	30	3	33	0
群馬県	34	5	20	19	36	3	13	26
埼玉県	62	8	51	19	60	10	27	43
千葉県	49	6	38	17	49	6	48	7
東京都	52	10	32	30	35	27	60	2
神奈川県	27	5	14	18	26	6	18	14
新潟県	25	10	12	23	30	5	13	22
富山県	11	4	6	9	14	1	1	14
石川県	17	1	13	5	12	6	5	13
福井県	17	0	17	0	14	3	6	11
山梨県	25	4	21	8	20	9	13	16
長野県	44	37	42	39	63	18	18	63
岐阜県	42	0	32	10	33	9	42	0
静岡県	22	19	39	2	33	8	10	31
愛知県	44	18	52	10	56	6	62	0
三重県	26	3	15	14	22	7	9	20
滋賀県	26	0	26	0	18	8	17	9
京都府	21	6	16	11	23	4	5	22
大阪府	38	3	28	13	34	7	21	20
兵庫県	38	2	16	24	29	11	8	32
奈良県	28	11	32	7	27	12	15	24
和歌山県	27	3	18	12	25	5	6	24
鳥取県	11	8	13	6	14	5	5	14
島根県	15	6	7	14	19	2	2	19
岡山県	15	14	12	17	26	3	2	27
広島県	17	5	14	8	19	3	9	13
山口県	14	8	21	1	22	0	22	0
徳島県	21	3	14	10	17	7	11	13
香川県	17	0	11	6	17	0	17	0
愛媛県	11	9	20	0	17	3	4	16
高知県	29	6	10	25	26	9	31	4
福岡県	38	29	29	38	52	15	12	55
佐賀県	14	9	4	19	20	3	23	0
長崎県	10	13	8	15	18	5	9	14
熊本県	36	12	25	23	42	6	25	23
大分県	17	1	14	4	16	2	11	7
宮崎県	16	15	8	23	28	3	14	17
鹿児島県	49	0	39	10	42	7	11	38
沖縄県	27	14	3	38	34	7	6	35

● その他の調査事項(都道府県別:市区町村割合(指定都市・児童相談所設置市は除く))

(単位:%)

都道府県名等	職員研修		夜間・休日の対応		外国人材の活用		多言語対応	
	受講済	未受講	対応している	対応していない	活用あり	活用無し	作成済	未作成
北海道	67.6%	32.4%	84.2%	35.8%	94.4%	5.6%	14.5%	85.5%
青森県	95.0%	5.0%	80.0%	20.0%	95.0%	5.0%	35.0%	65.0%
岩手県	85.7%	14.3%	80.0%	20.0%	97.1%	2.9%	45.7%	54.3%
宮城県	85.7%	14.3%	62.9%	37.1%	77.1%	22.9%	88.6%	11.4%
秋田県	68.0%	32.0%	36.0%	64.0%	84.0%	16.0%	24.0%	76.0%
山形県	97.1%	2.9%	48.6%	51.4%	97.1%	2.9%	0.0%	100.0%
福島県	100.0%	0.0%	39.3%	60.7%	86.9%	13.1%	100.0%	0.0%
茨城県	61.4%	38.6%	63.6%	36.4%	84.1%	15.9%	25.0%	75.0%
栃木県	100.0%	0.0%	24.2%	75.8%	90.9%	9.1%	100.0%	0.0%
群馬県	87.2%	12.8%	51.3%	48.7%	92.3%	7.7%	33.3%	66.7%
埼玉県	88.6%	11.4%	72.3%	27.1%	85.7%	14.3%	38.6%	61.4%
千葉県	89.1%	10.9%	69.1%	30.9%	89.1%	10.9%	87.3%	12.7%
東京都	83.9%	16.1%	51.6%	48.4%	56.5%	43.5%	96.8%	3.2%
神奈川県	84.4%	15.6%	43.8%	56.3%	81.3%	18.8%	56.3%	43.8%
新潟県	71.4%	28.6%	34.3%	65.7%	85.7%	14.3%	37.1%	62.9%
富山県	73.3%	26.7%	40.0%	60.0%	93.3%	6.7%	6.7%	93.3%
石川県	94.4%	5.6%	72.2%	27.8%	66.7%	33.3%	27.8%	72.2%
福井県	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	82.4%	17.6%	35.3%	64.7%
山梨県	86.2%	13.8%	72.4%	27.6%	69.0%	31.0%	44.8%	55.2%
長野県	54.3%	45.7%	51.9%	48.1%	77.8%	22.2%	22.2%	77.8%
岐阜県	100.0%	0.0%	76.2%	23.8%	78.6%	21.4%	100.0%	0.0%
静岡県	53.7%	46.3%	95.1%	4.9%	80.5%	19.5%	24.4%	75.6%
愛知県	71.0%	29.0%	83.9%	16.1%	90.3%	9.7%	100.0%	0.0%
三重県	89.7%	10.3%	51.7%	48.3%	75.9%	24.1%	31.0%	69.0%
滋賀県	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	69.2%	30.8%	65.4%	34.6%
京都府	77.8%	22.2%	59.3%	40.7%	85.2%	14.8%	18.5%	81.5%
大阪府	92.7%	7.3%	68.3%	31.7%	82.9%	17.1%	51.2%	48.8%
兵庫県	95.0%	5.0%	40.0%	60.0%	72.5%	27.5%	20.0%	80.0%
奈良県	71.8%	28.2%	82.1%	17.9%	69.2%	30.8%	38.5%	61.5%
和歌山県	90.0%	10.0%	60.0%	40.0%	83.3%	16.7%	20.0%	80.0%
鳥取県	57.9%	42.1%	68.4%	31.6%	73.7%	26.3%	26.3%	73.7%
島根県	71.4%	28.6%	33.3%	66.7%	90.5%	9.5%	9.5%	90.5%
岡山県	51.7%	48.3%	41.4%	58.6%	89.7%	10.3%	6.9%	93.1%
広島県	77.3%	22.7%	63.6%	36.4%	86.4%	13.6%	40.9%	59.1%
山口県	63.6%	36.4%	95.5%	4.5%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
徳島県	87.5%	12.5%	58.3%	41.7%	70.8%	29.2%	45.8%	54.2%
香川県	100.0%	0.0%	64.7%	35.3%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
愛媛県	55.0%	45.0%	100.0%	0.0%	85.0%	15.0%	20.0%	80.0%
高知県	82.9%	17.1%	28.6%	71.4%	74.3%	25.7%	88.6%	11.4%
福岡県	56.7%	43.3%	43.3%	56.7%	77.6%	22.4%	17.9%	82.1%
佐賀県	60.9%	39.1%	17.4%	82.6%	87.0%	13.0%	100.0%	0.0%
長崎県	43.5%	56.5%	34.8%	65.2%	78.3%	21.7%	39.1%	60.9%
熊本県	75.0%	25.0%	52.1%	47.9%	87.5%	12.5%	52.1%	47.9%
大分県	94.4%	5.6%	77.8%	22.2%	88.9%	11.1%	61.1%	38.9%
宮崎県	51.6%	48.4%	25.8%	74.2%	90.3%	9.7%	45.2%	54.8%
鹿児島県	100.0%	0.0%	79.6%	20.4%	85.7%	14.3%	22.4%	77.6%
沖縄県	65.9%	34.1%	7.3%	92.7%	82.9%	17.1%	14.6%	85.4%

8 都道府県(児童相談所等)からの後方支援の状況について(複数回答)

各市区町村が受けている都道府県(児童相談所等)からの支援の状況については、①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施(60.5%→72.8%)②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言(58.2%→77.2%)など、いずれの項目も前年度に比べ上昇している。

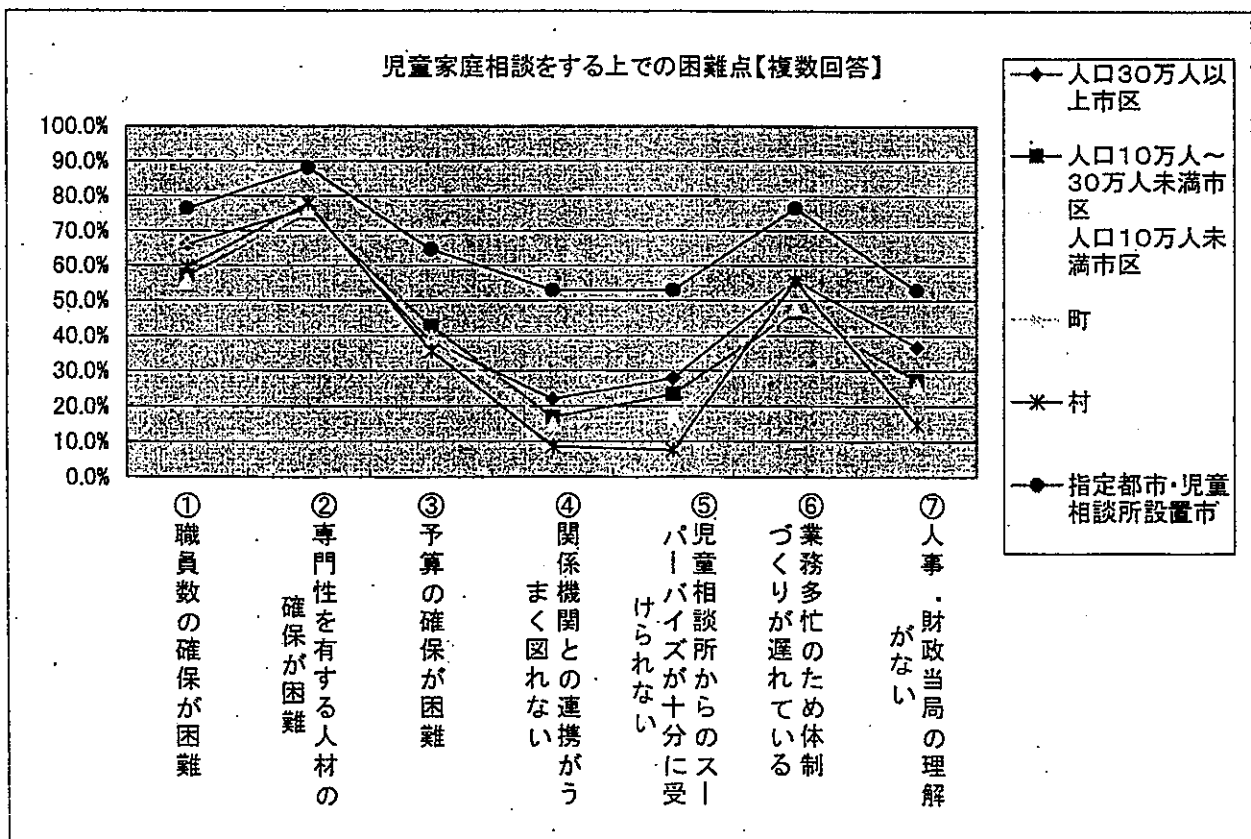
(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計	参考(平成17年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施	83.8%	83.1%	79.7%	67.8%	61.7%	76.5%	72.8%	60.5%
	57	167	411	573	121	13	1,342	1,452
②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言	97.1%	92.5%	91.3%	70.2%	46.9%	88.2%	77.2%	58.2%
	66	186	471	593	92	15	1,423	1,397
③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加	95.6%	95.0%	83.1%	56.0%	29.1%	88.2%	66.7%	41.9%
	65	191	429	473	57	15	1,230	1,007
④年間を通じて市区町村に県職員を派遣	4.4%	2.5%	4.7%	1.8%	1.0%	0.0%	2.7%	1.7%
	3	5	24	15	2	0	49	41
⑤定期的に児童相談所職員を派遣して市区町村を支援	8.8%	9.0%	7.6%	3.7%	6.1%	23.5%	6.0%	5.8%
	6	18	39	31	12	4	110	140
⑥児童相談所への市区町村職員の受け入れ	11.8%	10.9%	5.2%	3.3%	1.0%	11.8%	4.8%	2.5%
	8	22	27	28	2	2	89	59
⑦国の指針とは別に、都道府県独自の市区町村向けのマニュアル等を作成	66.2%	56.2%	42.2%	31.2%	33.2%	41.2%	38.6%	26.9%
	45	113	218	264	65	7	712	646
合 計	68	201	516	845	196	17	1,843	2,399

9 児童家庭相談をする上での困難点(複数回答)

児童家庭相談業務について、平成17年4月より市町村も担うことになったものの、困難点としては専門性を有する人材の確保が困難である(79.5%)、職員数の確保が困難である(61.8%)といった困難点を挙げる自治体の割合が多くなっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)							
	規 模 区 分						合 計
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市・ 児童相談 所設置市	
①職員数の確保が困難	66.2% 45	57.2% 115	55.6% 287	66.5% 562	59.7% 117	76.5% 13	61.8% 1,139
②専門性を有する人材の 確保が困難	76.5% 52	75.1% 151	76.0% 392	83.2% 703	78.1% 153	88.2% 15	79.5% 1,466
③予算の確保が困難	38.2% 26	42.8% 86	39.5% 204	39.6% 335	35.7% 70	64.7% 11	39.7% 732
④関係機関との連携がう まく図れない	22.1% 15	16.9% 34	14.9% 77		8.7% 17	52.9% 9	14.6% 269
⑤児童相談所からのスー パーバイズが十分に受 けられない	27.9% 19	23.4% 47	17.1% 88	9.8% 83	7.7% 15	52.9% 9	14.2% 261
⑥業務多忙のため体制 づくりが遅れている	55.9% 38	46.8% 94	47.9% 247	57.2% 483	55.6% 109	76.5% 13	53.4% 984
⑦人事・財政当局の理解 がない	36.8% 25	27.4% 55	25.8% 133	18.3% 155	14.8% 29	52.9% 9	22.0% 406
合 計	68	201	516	845	196	17	1,843



平成18年10月31日

担 当	雇用均等・児童家庭局
	総務課虐待防止対策室
	室長補佐 川鍋 慎一
	調整係長 小島 裕司
	電話 03(5253)1111 内線 7797・7799
	夜間 03(3595)2166

市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とする ネットワークの設置状況調査の結果について（平成18年4月調査）

【調査目的】

平成16年の児童福祉法の改正により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）域における児童虐待防止に向けた取組は、これまで以上に重要なものと位置づけられたところであり、さらに、児童虐待防止ネットワークについては、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」として児童福祉法に位置づけられたことから、市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況等を把握し、より効果的な施策の検討に資するため、調査を実施した。

【調査方法】

全国1,843市町村を対象に、平成18年4月1日現在における、要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークについて、主として以下の項目の質問を行った。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 設置及び計画の状況 | 7. 中核機関 |
| 2. 設置していない理由 | 8. 活動内容 |
| 3. 設置形態 | 9. 活動上の困難点 |
| 4. 設置の目的 | 10. 工夫点 |
| 5. 児童虐待防止以外の業務分野 | 11. 設置によるメリット、効果等 |
| 6. 関係機関等の状況 | 12. 機能充実のための課題 |

調査については、都道府県の協力を得て市町村からの回答を回収し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室にて取りまとめた。

（注）用語の意味について

「市町村域」：要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの事務局等が市町村の行政部局でないものを含んでいるため、このような表現とした。

【調査結果】

別紙のとおり

1. 設置及び計画の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況(表1、図1)

平成18年4月1日現在において、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)と児童虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置済みの市町村は、全国1,843市町村の69.0%にあたる1,271か所となっており、全国の約7割で協議会又はネットワークが設置されている。

また、平成18年度中に協議会又はネットワークの設置を予定している市町村は277か所(15.0%)であった。

なお、平成13年度以降の協議会又はネットワークを設置済みである市町村の数及び割合は、図1のとおり、増加している。

表1 要保護児童対策地域協議会及び虐待防止ネットワークの設置状況

(平成18年4月1日現在)

		市区町村	設 置 済 み						未 設 置					
			要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		合 計		平成18年度中に 設置予定		設置なし		合 計	
			数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,843	598	32.4	673	36.5	1,271	69.0	277	15.0	295	16.0	572	31.0
都 道 府 県	市・区(30万以上)	69	28	40.6	41	59.4	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万～30万未満)	201	95	47.3	93	46.3	188	93.5	11	5.5	2	1.0	13	6.5
	市・区(10万未満)	517	201	38.9	197	38.1	398	77.0	91	17.6	28	5.4	119	23.0
	町	845	238	28.2	289	34.2	527	62.4	149	17.6	169	20.0	318	37.6
	村	196	34	17.3	40	20.4	74	37.8	26	13.3	96	49.0	122	62.2
指 定 都 市		15	2	13.3	13	86.7	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(参考)平成17年6月		2,399	111	4.6	1,113	46.4	1,224	51.0	—	—	—	—	—	—

(2) 協議会及びネットワークの設置状況の詳細(表2)

平成18年4月1日現在において、協議会を設置済みである市町村は、全国1,843市町村の32.4%にあたる598か所であった。

また、ネットワークを設置済みである市町村は、全国1,843市町村の36.5%にあたる673か所であり、このうち、協議会へ移行を予定している市町村は356か所であった。

表2 要保護児童対策地域協議会及び虐待防止ネットワークの設置状況

(平成18年4月1日現在)

	市区町村	設 置 済 み								未 設 置							
		要保護児童対策 地域協議会		虐待防止ネットワーク				合 計		平成18年度中に 設置予定				設置なし		合 計	
				ネットワークから協議 会へ移行予定		虐待防止 ネットワーク				要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク					
		数		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,843	598	32.4	356	19.3	317	17.2	1271	69.0	244	13.2	33	1.8	295	16.0	572	31.0

(ネットワーク設置済みで
地域協議会設置予定)

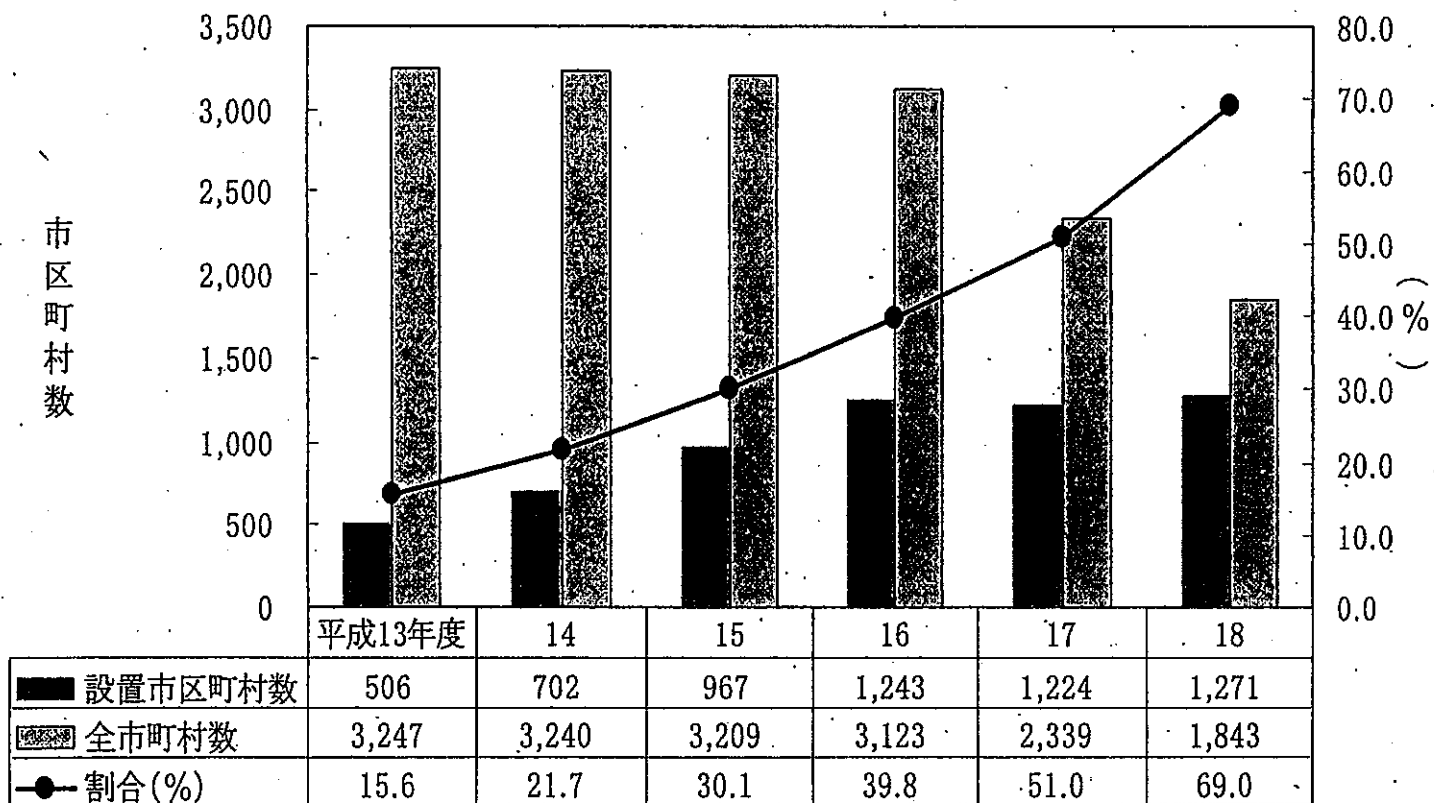
(参考) 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(平成18年4月1日現在)

		市区町村	協議会設置 済		協議会設置 予定		協議会設置 していない		全体	
		数	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,843	598	32.4	624	33.9	621	33.7	1,843	100.0
都 道 府 県	市・区(30万以上)	69	28	40.6	24	34.8	17	24.6	69	100.0
	市・区(10万～30万未満)	201	95	47.3	75	37.3	31	15.4	201	100.0
	市・区(10万未満)	517	201	38.9	200	38.7	116	22.4	517	100.0
	町	845	238	28.2	277	32.8	330	39.1	845	100.0
	村	196	34	17.3	40	20.4	122	62.2	196	100.0
指 定 都 市		15	2	13.3	8	53.3	5	33.3	15	100.0
(参考)平成17年6月		2,399	111	4.6	868	36.2	1,420	59.2	2,399	100.0

* 協議会設置予定及び協議会設置していないには、ネットワーク設置済みも含む。

図1 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置数および割合*
(平成13年度～平成18年度)



* 同時期の全国の市区町村数に占める割合。

注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度については4月1日現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、17年度からは協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(3) 都道府県ごとの協議会又はネットワーク設置状況(表3)

協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で26.2%、最高で100.0%となっている。

全体では、20～40%未満が4県(8.5%)、40～60%未満が12府県(25.5%)、60～80%未満が14都県(29.8%)、80%～100%未満が11道県(23.4%)、100%が6府県(12.8%)となっている。

表3 都道府県ごとの協議会及びネットワークの設置済み市町村の割合

(平成18年4月1日現在)

都道府県名	協議会(ネットワーク)設置 済み市町村の割合
北海道	83.9%
青森県	37.5%
岩手県	60.0%
宮城県	86.1%
秋田県	32.0%
山形県	100.0%
福島県	26.2%
茨城県	56.8%
栃木県	54.5%
群馬県	56.4%
埼玉県	95.8%
千葉県	73.2%
東京都	69.4%
神奈川県	100.0%
新潟県	60.0%
富山県	86.7%

都道府県名	協議会(ネットワーク)設置 済み市町村の割合
石川県	84.2%
福井県	100.0%
山梨県	75.9%
長野県	40.7%
岐阜県	100.0%
静岡県	92.9%
愛知県	87.3%
三重県	62.1%
滋賀県	100.0%
京都府	57.1%
大阪府	100.0%
兵庫県	85.4%
奈良県	59.0%
和歌山県	60.0%
鳥取県	84.2%
島根県	81.0%

都道府県名	協議会(ネットワーク)設置 済み市町村の割合
岡山県	65.5%
広島県	65.2%
山口県	77.3%
徳島県	91.7%
香川県	76.5%
愛媛県	40.0%
高知県	54.3%
福岡県	39.1%
佐賀県	52.2%
長崎県	60.9%
熊本県	77.1%
大分県	72.2%
宮崎県	45.2%
鹿児島県	49.0%
沖縄県	43.9%
合計	69.0%

※指定都市を含む。

2. 設置の目的

○ 協議会又はネットワークの設置目的(表4)

協議会又はネットワークの設置目的を「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「保護・支援」の3つに分けて調査したところ、「早期発見・早期対応」が1,264か所(80.2%)と最も多かった。次いで、「発生予防」が1,129か所(71.6%)であった。

さらに、929か所(58.9%)のネットワークは、「発生予防」から「早期発見・早期対応」、「保護・支援」まですべての目的を有していた。

表4 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの目的 《複数回答》 (平成18年4月1日現在)

		協議会・ネットワークの設置数・予定数	発生予防		早期発見・早期対応		保護・支援		(再掲)先の全ての目的を含む	
			数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,576	1,129	71.6	1,264	80.2	1,025	65.0	929	58.9
都道府県	市・区(30万以上)	69	63	91.3	67	97.1	53	76.8	50	72.5
	市・区(10万～30万未満)	201	171	85.1	179	89.1	151	75.1	141	70.1
	市・区(10万未満)	492	359	73.0	398	80.9	331	67.3	302	61.4
	町	694	458	66.0	530	76.4	420	60.5	373	53.7
	村	105	66	62.9	76	72.4	60	57.1	54	51.4
指 定 都 市		15	12	80.0	14	93.3	10	66.7	9	60.0
(参考)平成17年度		1,665	1,379	82.8	1,529	91.8	1,197	71.9	1,108	66.5

3. 児童虐待防止以外の業務分野

○ 協議会又はネットワークの児童虐待防止以外の業務分野(表5)

協議会又はネットワークの児童虐待防止以外の業務分野は、「不登校」472か所(29.9%)、「非行対策」420か所(26.6%)、「障害児支援」365か所(23.2%)、「ひきこもり」362か所(23.0%)の順に多くなっている。

表5 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける児童虐待防止以外の業務分野《複数回答》

(平成18年4月1日現在)

		協議会・ネットワークの設置数・予定数		いじめ対策		障害児支援		左記以外の子ども の権利擁護		未熟児対応など保 健指導		非行対策		不登校		ひきこもり		左記を除く子育て 環境づくり全般		配偶者からの暴力 対策	
		数		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,576		334	21.2	365	23.2	299	19.0	245	15.5	420	26.6	472	29.9	362	23.0	345	21.9	334	21.2
都道府県	市・区(30万以上)	69		8	11.6	12	17.4	10	14.5	7	10.1	12	17.4	13	18.8	11	15.9	14	20.3	16	23.2
	市・区(10万～30万未満)	201		32	15.9	48	23.9	36	17.9	29	14.4	56	27.9	63	31.3	49	24.4	47	23.4	36	17.9
	市・区(10万未満)	492		116	23.6	135	27.4	95	19.3	79	16.1	146	29.7	163	33.1	124	25.2	108	22.0	115	23.4
	町	694		151	21.8	141	20.3	136	19.6	108	15.6	177	25.5	201	29.0	151	21.8	147	21.2	141	20.3
	村	105		24	22.9	26	24.8	19	18.1	19	18.1	26	24.8	28	26.7	24	22.9	25	23.8	22	21.0
指 定 都 市		15		3	20.0	3	20.0	3	20.0	3	20.0	3	20.0	4	26.7	3	20.0	4	26.7	4	26.7
(参考)平成17年度		1,665		415	24.9	399	24.0	311	18.7	282	16.9	447	26.8	484	29.1	409	24.6	402	24.1	422	25.3

4. 設置によるメリット、効果等

協議会又はネットワークを設置したことによるメリットや効果、改善された点等を調査したところ、「連絡調整や情報共有がスムーズになった」1,029か所(65.3%)と最も多く、次いで「虐待問題の認識・関心が高まった」937か所(59.5%)、「各関係機関の役割が明確になった」768か所(48.7%)、「早期介入ができるようになった」643か所(40.8%)となっている。(表6)

表6 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置による、メリット、効果、改善された点《複数回答》 (平成18年4月1日現在)

		協議会・ネットワークの設置 数・予定数		連絡調整・ 情報共有		各関係機関の 役割明確化		早期介入		虐待事例 の減少		死亡例、重 症例の減少		虐待問題の認 識・関心の高 まり		その他	
		数		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,576		1,029	65.3	768	48.7	643	40.8	48	3.0	83	5.3	937	59.5	35	2.2
都道府県	市・区(30万以上)	69		64	92.8	58	84.1	42	60.9	3	4.3	4	5.8	62	89.9	0	0.0
	市・区(10万～30万未満)	201		166	82.6	135	67.2	110	54.7	3	1.5	21	10.4	154	76.6	4	2.0
	市・区(10万未満)	492		342	69.5	264	53.7	211	42.9	21	4.3	31	6.3	310	63.0	9	1.8
	町	694		396	57.1	272	39.2	249	35.9	20	2.9	26	3.7	352	50.7	16	2.3
	村	105		48	45.7	29	27.6	24	22.9	1	1.0	0	0.0	45	42.9	5	4.8
指 定 都 市		15		13	86.7	10	66.7	7	46.7	0	0.0	1	6.7	14	93.3	1	6.7
(参考)平成17年度		1,665		1,123	67.4	792	47.6	659	39.6	58	3.5	89	5.3	1,015	61.0	41	2.5

5. 活動上の困難点

協議会又はネットワークの活動上の困難点を調査したところ、「事務局に負担が集中してしまう」585か所(37.1%)、「スーパーバイザーがいない」が585か所(37.1%)、「効果的な運営方法が分からない」が551か所(35.0%)となっており、技術的な運営の困難さが指摘されている。(表7)

表7 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける活動上の困難点 《複数回答》 (平成18年4月1日現在)

		協議会・ネットワークの設置数・予定数	効果的な運営方法がわからない		関係機関の協力が得られにくい		参加者が定着せず、積み上げができない		事務局に負担が集中してしまう		スーパーバイザーがいない		予算・人員の確保が困難		その他	
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,576	551	35.0	65	4.1	113	7.2	585	37.1	585	37.1	484	30.7	53	3.4
都道府県	市・区(30万以上)	69	28	40.6	9	13.0	11	15.9	42	60.9	32	46.4	22	31.9	3	4.3
	市・区(10万～30万未満)	201	73	36.3	16	8.0	15	7.5	106	52.7	74	36.8	64	31.8	10	5.0
	市・区(10万未満)	492	171	34.8	11	2.2	36	7.3	187	38.0	196	39.8	161	32.7	13	2.6
	町	694	237	34.1	22	3.2	48	6.9	223	32.1	238	34.3	209	30.1	18	2.6
	村	105	36	34.3	3	2.9	2	1.9	23	21.9	42	40.0	26	24.8	5	4.8
指 定 都 市		15	6	40.0	4	26.7	1	6.7	4	26.7	3	20.0	2	13.3	4	26.7
(参考)平成17年度		1,665	714	42.9	44	2.6	128	7.7	749	45.0	697	41.9	599	36.0	49	2.9

6. 活動上の工夫点

活動上、特に工夫している点を調査したところ、以下のとおりであった。

	工 夫 点
活動全般に関すること	・ 虐待防止マニュアルを機関自らの取り組みにより作成している。 ・ 独自のチェックリスト、新評価シートを作成し、効果的な支援に活用している。 ・ 関係機関の役割が明確になるように会議を進めている。 ・ 教育・福祉の枠を超え、幅広く地域より参加・協力してもらい、様々な意見を取り入れている。 ・ 関係機関で情報交換を実施するとともに、中核機関において情報の一元化と進捗管理を行う。 ・ 参加者全ての活動状況について相互に把握し、機関連携が円滑に図られるよう努めている。 ・ 中学校区ごとに保・幼・小・中学校（園）の関係者、市関係者が定期的に会議をもち、情報の収集、共有化を行っている。 ・ 全市的な関係機関・団体等を網羅した市レベルのネットワーク連絡会議を設置するだけでなく、地域レベル、行政（福祉）区レベルの各段階に、子育て支援の拠点となる地域子育て支援ステーション、子ども支援センターをそれぞれ設けることにより、重層的なネットワークを構築している。
会議の運営に関すること	・ 協議会の構成組織の一人一人が虐待防止や子育て支援の意識を持って活動できるよう、合同で研修会を開催している。 ・ 出席者の仕事の都合を考慮した会議の時間を設定している。 ・ 個人情報保護と守秘義務について、具体的に守るべき事項を説明している。 ・ 実務者会議のテーマに組織の具体的な役割分担や事例検討を取り入れ、より実践的なものにしようと工夫している。 ・ 実務者会議（毎月開催）の奇数月は事例研究会とし、事例の取扱いについての共通認識の形成と、実務者のスキルアップを図っている。 ・ 個別ケース検討会議を重ねることで、顔の見える関係を作り、各機関の役割を知り、連携・役割分担をしながらケースに対応できるようになる。 ・ 個別ケース検討会議では、支援策・役割分担を明確にし、協働体制が取れるようにしている。 ・ 個別ケース検討会議では、事例ごとに、参加機関の他に、保育園の担任の先生や学校の先生等関係のある団体の方々に参加していただき、詳細な話を聞いている。

7. 機能充実のための課題

協議会又はネットワークの機能充実のための課題を示すと、以下のとおりである。(表8)

「効果的な会議のあり方の工夫が必要」が892か所(56.6%)と最も多く、次いで「関係機関に対する虐待防止の意識付けが必要」としたところが747か所(47.4%)、「児童相談所と関係機関の役割の明確化が必要」としたところが631か所(40.0%)となっている。

「専門職の雇用等、人材確保が必要(職種等)」としたところは601か所(38.1%)となっており、具体的には、児童福祉司、社会福祉士、カウンセラー等の心理職、医師、保健師、弁護士等の確保が必要という意見が多かった。

表8 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワーク機能充実のための課題 《複数回答》 (平成18年4月1日現在)

		協議会・ ネットワークの 設置数・予 定数	専門職の雇用 等、人材の確保 が必要(職種 等)		専門職の雇用 等、人材の確保 が必要(経費 等)		児童相談所と関 係機関の役割 の明確化が必 要		効果的な会議 のあり方の工夫 が必要		関係機関に対 する虐待防止 の意識付けが 必要		その他	
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,576	601	38.1	432	27.4	631	40.0	892	56.6	747	47.4	42	2.7
都 道 府 県	市・区(30万以上)	69	34	49.3	27	39.1	42	60.9	54	78.3	44	63.8	5	7.2
	市・区(10万～30万未満)	201	96	47.8	72	35.8	107	53.2	145	72.1	123	61.2	14	7.0
	市・区(10万未満)	492	205	41.7	145	29.5	209	42.5	292	59.3	254	51.6	6	1.2
	町	694	231	33.3	166	23.9	236	34.0	351	50.6	285	41.1	12	1.7
	村	105	28	26.7	19	18.1	29	27.6	39	37.1	33	31.4	3	2.9
指 定 都 市		15	7	46.7	3	20.0	8	53.3	11	73.3	8	53.3	2	13.3
(参考)平成17年度		1,665	578	34.7	406	24.4	786	47.2	1,028	61.7	852	51.2	46	2.8

8. 設置していない理由

(1) 協議会を設置していない理由(表9)

協議会を設置していない市町村について、その理由を調査したところ、「調整機関のコーディネーターの人員確保が困難」(44.4%)、「地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難」(40.6%)といったような人材確保の困難を理由とするものが多かった。

また、「予算確保が困難」(31.9%)、「設置、運営の手法がわからない」(20.8%)といった理由が続いている。

これに対し、「各機関の通常業務で要保護児童対策への対応可能」(39.3%)、「子育て支援ネットワークなどで対応可能」(25.9%)といったような既存の体制で対応可能という理由も見られている。

表9 要保護児童対策地域協議会を設置していない理由《複数回答》

(平成18年4月1日現在)

		協議会 を設置 してい ない	予算確保 が困難		人材確保が困難						設置、運営 の手法が わからな い		市町村合 併(予定)		虐待問題 がない、優 先順位が 低い		関係機 関の協 力が得 られな い		各機関の 通常業務 で対応可 能		子育て支 援ネット ワーク等 で対応可 能		虐待防止 ネットワ ークがあ るが手続 が困難		その他	
					調整機関 の人材		協議会の リーダー		その他																	
					数	%	数	%	数	%																
全 体		621	198	31.9	276	44.4	252	40.6	22	3.5	129	20.8	111	17.9	144	23.2	13	2.1	244	39.3	161	25.9	65	10.5	92	14.8
都道府県	市・区(30万以上)	17	5	29.4	11	64.7	9	52.9	0	0.0	2	11.8	3	17.6	0	0.0	1	5.9	1	5.9	0	0.0	5	29.4	7	41.2
	市・区(10万～30万未満)	31	11	35.5	9	29.0	9	29.0	0	0.0	3	9.7	6	19.4	0	0.0	1	3.2	7	22.6	8	25.8	6	19.4	12	38.7
	市・区(10万未満)	116	39	33.6	48	41.4	38	32.8	7	6.0	21	18.1	31	26.7	5	4.3	1	0.9	42	36.2	36	31.0	20	17.2	21	18.1
	町	330	101	30.6	150	45.5	140	42.4	10	3.0	71	21.5	67	20.3	74	22.4	6	1.8	125	37.9	96	29.1	26	7.9	42	12.7
	村	122	42	34.4	57	46.7	55	45.1	5	4.1	32	26.2	4	3.3	65	53.3	4	3.3	69	56.6	20	16.4	6	4.9	7	5.7
指 定 都 市		5	0	0.0	1	20.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	2	40.0	3	60.0
(参考)平成17年6月		1,420	354	24.9	509	35.8	460	32.4	46	3.2	283	19.9	647	45.6	263	18.5	17	1.2	460	32.4	258	18.2	113	8.0	155	10.9

(2) ネットワークを設置していない理由(表10)

ネットワークを設置していない理由については、協議会と同様の理由であった。

具体的な数値については、以下のとおりである。

表10 虐待防止ネットワークを設置していない理由《複数回答》

(平成18年4月1日現在)

		ネットワークを 設置して いない	予算確保 が困難		人材確保が困難						設置、運営 の手法が わからない		市町村合 併(予定)		虐待問題 が ない、優先 順位が低い		関係機関 の協力が 得られない		各機関の 通常業務 で対応可能		子育て支 援 ネットワー ク等で対応 可能		その他	
					事務局等 の人材		ネットワークの リーダー		その他															
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%		
全 体		535	142	26.5	195	36.4	183	34.2	18	3.4	93	17.4	94	17.6	123	23.0	9	1.7	169	31.6	60	11.2	162	30.3
都道府県	市・区(30万以上)	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万～30万未満)	12	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	8.3	0	0.0	0	0.0	1	8.3	1	8.3	10	83.3
	市・区(10万未満)	108	16	14.8	25	23.1	24	22.2	7	6.5	15	13.9	39	36.1	6	5.6	1	0.9	25	23.1	11	10.2	49	45.4
	町	297	88	29.6	123	41.4	116	39.1	5	1.7	57	19.2	50	16.8	58	19.5	4	1.3	92	31.0	33	11.1	88	29.6
	村	118	38	32.2	47	39.8	43	36.4	6	5.1	21	17.8	4	3.4	59	50.0	4	3.4	51	43.2	15	12.7	15	12.7
指 定 都 市		0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(参考)平成17年6月		965	202	20.9	291	30.2	277	28.7	17	1.8	142	14.7	398	41.2	196	20.3	9	0.9	285	29.5	100	10.4	47	4.9

10. 設置形態

(1) 協議会の設置形態(表11)

協議会の設置形態について調査したところ、「1つの市町村に1つ設置」としているところが殆どであり、1,200カ所(98.2%)となっている。

表11 要保護児童対策地域協議会の設置形態

(平成18年4月1日現在)

		協議会 設置数・ 予定数	1つの市町村 に1つ設置		他の市町村 共同で設置		1つの市町村 に複数設置		市町村の組 合に設置		その他		無回答		合計	
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,222	1,200	98.2	13	1.1	3	0.2	0	0.0	1	0.1	5	0.4	1,222	100.0
都道府県	市・区(30万以上)	52	52	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	52	100.0
	市・区(10万～30万未満)	170	169	99.4	0	0.0	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	170	100.0
	市・区(10万未満)	401	397	99.0	1	0.2	1	0.2	0	0.0	0	0.0	2	0.5	401	100.0
	町	515	500	97.1	12	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.6	515	100.0
	村	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	74	100.0
指 定 都 市		10	8	80.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0	10	100.0
(参考)平成17年6月		979	925	94.5	9	0.9	9	0.9	0	0.0	5	0.5	31	3.2	979	100.0

(2) ネットワークの設置形態(表12)

ネットワークの設置形態には、協議会と同様の設置形態であった。

表12 児童虐待防止ネットワークの設置形態

(平成18年4月1日現在)

		ネットワーク 設置数・ 予定数	1つの市町村 に1つ設置		他の市町村 共同で設置		1つの市町村 に複数設置		市町村の組 合に設置		その他		無回答		合計	
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		710	678	95.5	8	1.1	8	1.1	0	0.0	5	0.7	11	1.5	710	100.0
都 道 府 県	市・区(30万以上)	41	39	95.1	0	0.0	1	2.4	0	0.0	0	0.0	1	2.4	41	100.0
	市・区(10万～30万未満)	94	87	92.6	0	0.0	2	2.1	0	0.0	1	1.1	4	4.3	94	100.0
	市・区(10万未満)	208	204	98.1	0	0.0	1	0.5	0	0.0	2	1.0	1	0.5	208	100.0
	町	310	295	95.2	8	2.6	3	1.0	0	0.0	1	0.3	3	1.0	310	100.0
	村	44	42	95.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.5	44	100.0
指 定 都 市		13	11	84.6	0	0.0	1	7.7	0	0.0	1	7.7	0	0.0	13	100.0
(参考)平成17年6月		686	625	91.1	7	1.0	8	1.2	1	0.1	2	0.3	43	6.3	686	100.0

1 1. 中核機関

(1) 協議会の調整機関(表13)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の設置について調査したところ、「調整機関を設置」が1,185か所(97.0%)であった。

調整機関の回答では、児童福祉主管課(母子保健統合主管課を含む。)が多かった。

表13 要保護児童対策調整機関の指定状況

(平成18年4月1日現在)

		協議会設置 数・予定数	調整機関を 設置済		調整機関 未定		調整機関 未設置		無回答		合計	
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,222	1,185	97.0	28	2.3	6	0.5	3	0.2	1,222	100.0
都 道 府 県	市・区(30万以上)	52	51	98.1	1	1.9	0	0.0	0	0.0	52	100.0
	市・区(10万～30万未満)	170	167	98.2	2	1.2	1	0.6	0	0.0	170	100.0
	市・区(10万未満)	401	388	96.8	8	2.0	3	0.7	2	0.5	401	100.0
	町	515	498	96.7	14	2.7	2	0.4	1	0.2	515	100.0
	村	74	72	97.3	2	2.7	0	0.0	0	0.0	74	100.0
指 定 都 市		10	9	90.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0
(参考)平成17年6月		979	592	60.5	71	7.3	17	1.7	299	30.5	979	100.0

(参考) 児童虐待防止ネットワークの中核機関

(平成18年4月1日現在)

平成18年4月1日現在																		
		ネットワーク 設置数・ 予定数	児童福祉 主管課		母子保健 主管課		児童福祉・ 母子保健統合 主管課		児童福祉が主 担当		母子保健が主 担当		児童福祉・母 子保健両方で 担当		障害福祉 主管課		児童 相談所	
									数	%	数	%	数	%				
全 体		710	354	49.9	30	4.2	209	29.4	130	18.3	11	1.5	68	9.6	15	2.1	22	3.1
都道府県	市・区(30万以上)	41	26	63.4	2	4.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万～30万未満)	94	65	69.1	0	0.0	2	2.1	1	1.1	0	0.0	1	1.1	0	0.0	1	1.1
	市・区(10万未満)	208	127	61.1	12	5.8	19	9.1	11	5.3	1	0.5	7	3.4	1	0.5	3	1.4
	町	310	124	40.0	16	5.2	157	50.6	99	31.9	9	2.9	49	15.8	12	3.9	11	3.5
	村	44	7	15.9	0	0.0	30	68.2	18	40.9	1	2.3	11	25.0	2	4.5	1	2.3
指 定 都 市		13	5	38.5	0	0.0	1	7.7	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	46.2
(参考)平成17年6月		686	276	40.2	26	3.8	249	36.3	143	20.8	27	3.9	79	11.5	19	2.8	18	2.6

教育委員会		福祉事務所		福祉事務所 (家庭児童 相談室)		保健センター		保健所		法務局		警察署		その他の 機関		特定して いない	
数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
41	5.8	26	3.7	45	6.3	18	2.5	7	1.0	1	0.1	2	0.3	48	6.8	4	0.6
0	0.0	1	2.4	4	9.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	22.0	0	0.0
0	0.0	0	0.0	14	14.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	13.8	0	0.0
13	6.3	21	10.1	24	11.5	4	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	6.7	4	1.9
24	7.7	3	1.0	2	0.6	13	4.2	7	2.3	1	0.3	2	0.6	10	3.2	0	0.0
3	6.8	1	2.3	0	0.0	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0
1	7.7	0	0.0	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	7.7	0	0.0
35	5.1	25	3.6	36	5.2	23	3.4	6	0.9	1	0.1	6	0.9	36	5.2	9	1.3

(2) 調整機関におけるコーディネーターの配置状況(表14)

調整機関に常勤職員のコーディネーターを配置しているのは358か所(59.9%)、非常勤職員のみを配置しているのは74か所(12.4%)であった。

表14 要保護児童対策調整機関におけるコーディネーターの設置状況(協議会設置済市町村)

(平成18年4月1日現在)

		協議会 設置数	常勤職員設 置		うち常勤・非 常勤重複設 置		非常勤職員 設置		検討中・未定		設置していな い		無回答		合計	
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		598	358	59.9	22	3.7	74	12.4	9	1.5	165	27.6	14	2.3	598	100.0
都道府県	市・区(30万以上)	28	20	71.4	3	10.7	4	14.3	0	0.0	7	25.0	0	0.0	28	100.0
	市・区(10万～30万未満)	95	63	66.3	9	9.5	17	17.9	2	2.1	21	22.1	1	1.1	95	100.0
	市・区(10万未満)	201	120	59.7	6	3.0	31	15.4	3	1.5	52	25.9	1	0.5	201	100.0
	町	238	132	55.5	4	1.7	19	8.0	4	1.7	76	31.9	11	4.6	238	100.0
	村	34	22	64.7	0	0.0	3	8.8	0	0.0	8	23.5	1	2.9	34	100.0
指 定 都 市		2	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	2	100.0
(参考)平成17年6月		111	69	62.2	10	9.0	18	16.2	1	0.9	28	25.2	5	4.5	111	100.0

(3) 協議会に課せられた守秘義務の効果 (表15)

協議会に課せられた守秘義務の効果については、「機関間の情報提供・収集がしやすくなった」が588か所(48.1%)、「特に変化なし」が519か所(42.5%)、「さらに改善すべき点がある」と回答したのは48か所(3.9%)であった。

表15 要保護児童対策地域協議会に課せられた守秘義務の効果 《複数回答》 (平成18年4月1日現在)

		協議会設置 数・予定数	機関間の情報提供・収 集がしやすくなった		特に変化なし		さらに改善 すべき点	
			数	%	数	%	数	%
全 体		1,222	588	48.1	519	42.5	48	3.9
都 道 府 県	市・区(30万以上)	52	39	75.0	11	21.2	3	5.8
	市・区(10万～30万未満)	170	111	65.3	51	30.0	13	7.6
	市・区(10万未満)	401	200	49.9	162	40.4	14	3.5
	町	515	217	42.1	238	46.2	14	2.7
	村	74	19	25.7	51	68.9	1	1.4
指 定 都 市		10	2	20.0	6	60.0	3	30.0
(参考)平成17年6月		979	363	37.1	410	41.9	49	5.0

12. 関係機関等の状況

協議会又はネットワークについて、関係機関等がどの程度の率で参加しているかをみると、教育委員会、児童相談所、保育所、民生・児童委員協議会、警察署、小中学校の参加率が高かった。(表16、図2)

(注)施設などの種類によっては、市町村域に存在しない場合もあり、留意が必要。

表16 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを構成する関係機関及び割合 《複数回答可》

(平成18年4月1日現在)

関係機関等		行政機関															医療機関・学校・福祉施設等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		市区町村										国・都道府県					病院・診療所	保育所（地域子育て支援センター含）	幼稚園	小学校	中学校	養護学校	児童館	児童自立支援施設・児童養護施設・児童福祉施設・児童福祉施設	児童家庭支援センター	障害児施設	配偶者暴力相談支援センター	その他の施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		児童福祉主管課	母子保健主管課	当（当）	統合課（児童福祉が主担）	統合課（母子保健が主担）	保健所（児童福祉・母子保健両方が担当）	障害福祉主管課	教育委員会	福祉事務所	家庭児童相談室	保健センター	その他の市区町村機関	児童相談所 ※1	保健所 ※2	福祉事務所													警察署	法務局	その他都道府県機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
協議会 又はネット ワーク 設置数・予定数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

関係機関等		関係団体等																									
		民生委員等				社会福祉協議会	医師		歯科医師		保健師等		弁護士		里親		子どもの人権専門委員	保育士	社会福祉士	精神保健福祉士	心理専門職	教員	NPO団体	ボランティア	その他機関・団体	その他専門職	その他非専門職
		会民生・児童委員	個人参加の主任児童委員	個人参加の民生・児童委員	医師会		個人参加の医師	歯科医師会	個人参加の歯科医師	看護協会	※3個人参加の保健師等	弁護士会	個人参加の弁護士	里親会	里親												
協議会又はネットワーク設置数・予定数																											
合計		1576	1,376	261	172	736	901	98	287	24	31	54	119	72	53	20	61	63	14	6	44	71	149	37	423	78	39
参加率(%)			87.3	16.6	10.9	46.7	57.2	6.2	18.2	1.5	2.0	3.4	7.6	4.6	3.4	1.3	3.9	4.0	0.9	0.4	2.8	4.5	9.5	2.3	26.8	4.9	2.5
都道府県	市・区(30万以上)	69	68	7	9	38	65	11	32	5	4	2	26	15	4	2	6	2	1	1	3	4	19	1	37	9	1
	市・区(10万～30万未満)	201	182	25	20	103	177	15	72	4	11	3	41	24	10	3	13	4	2	2	9	3	33	5	80	18	9
	市・区(10万未満)	492	445	62	36	238	385	20	107	5	10	13	23	20	23	5	17	18	1	1	14	17	58	10	144	16	9
	町	694	577	149	94	303	245	48	66	9	4	34	14	11	11	10	23	33	9	2	17	42	28	17	132	31	20
	村	105	89	18	13	46	14	3	3	1	1	2	1	1	1	-	-	-	6	1	-	1	5	3	4	18	2
指定都市		15	15	-	-	8	15	1	7	-	1	-	14	1	2	-	2	-	-	-	-	-	8	-	12	2	-
(参考)平成17年6月(参加率)			81.3	17.5	12.3	40.9	46.7	6.1	13.4	1.3	2.0	4.7	6.2	4.1	1.5	37.7	3.7	3.9	0.6	0.4	2.9	5.0	6.5	2.6	19.2	4.1	1.8

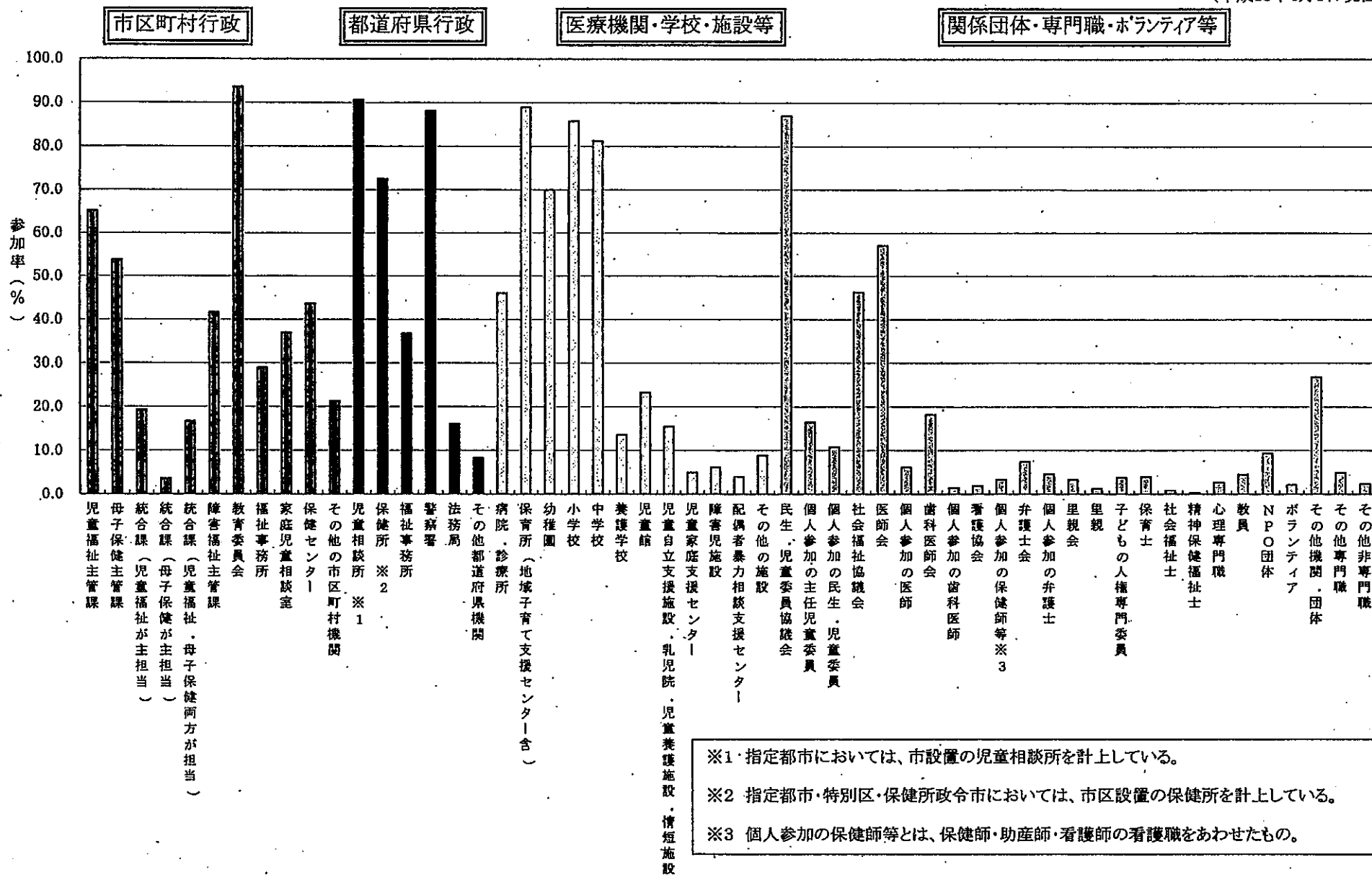
※1 指定都市においては、市設置の児童相談所を計上している。

※2 指定都市・特別区・保健所政令市においては、市区設置の保健所を計上している。

※3 個人参加の保健師等とは、保健師・助産師・看護師の看護職を合わせたもの。

図2 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを構成する関係機関等

(平成18年4月1日現在)



13. 活動内容

(1) 機関連絡会議の開催(表17)

代表者会議の開催は1,006か所(63.8%)、実務者会議の開催は920か所(58.4%)、個別ケース検討会議は1,151か所(73.0%)で、個別ケース検討会議が最も多く開催されていた。(表17-1、17-2、17-3)

開催時期は、代表者会議については、定期開催が604か所(38.3%)、不定期開催が397か所(25.2%)であったが、実務者会議では定期開催が427か所(27.1%)、不定期開催が484か所(30.7%)、個別ケース検討会議では定期開催が107か所(6.8%)、不定期開催が1,035か所(65.7%)となっており、実務的な会議になるに従って随時開催されている。

会議の開催回数は、代表者会議では、年1回が663か所(42.1%)であり、年2～3回と併せると61.2%となっている。実務者会議では、年1～4回が581か所(36.9%)であり、年5～12回の開催も263か所(16.7%)あった。個別ケース検討会議では、年1～6回の開催が532か所(33.8%)、年7～12回が235か所(14.9%)、年13回以上も256か所(16.2%)あった。

表17 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける機関連絡会の開催状況《複数回答》

表17-1 代表者会議の開催

(平成18年4月1日現在)

	協議会・ ネットワークの 設置数・ 予定数	機関連絡会代表 者会議		定期開催		不定期 開催		無回答		年1回 開催		年2～3回 開催		年4回以上 開催		その他		無回答	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,576	1,006	63.8	604	38.3	397	25.2	5	0.3	663	42.1	302	19.2	11	0.7	14	0.9	16	1.0
都道府県																			
市・区(30万以上)	69	65	94.2	48	69.6	16	23.2	1	1.4	34	49.3	31	44.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
市・区(10万～30万未満)	201	168	83.6	108	53.7	60	29.9	0	0.0	94	46.8	72	35.8	1	0.5	0	0.0	1	0.5
市・区(10万未満)	492	347	70.5	226	45.9	117	23.8	4	0.8	231	47.0	106	21.5	6	1.2	2	0.4	2	0.4
町	694	362	52.2	192	27.7	170	24.5	0	0.0	264	38.0	73	10.5	3	0.4	11	1.6	11	1.6
村	105	49	46.7	18	17.1	31	29.5	0	0.0	36	34.3	10	9.5	0	0.0	1	1.0	2	1.9
指 定 都 市	15	15	100.0	12	80.0	3	20.0	0	0.0	4	26.7	10	66.7	1	6.7	0	0.0	0	0.0
(参考)平成17年度	1,665	1,129	67.8	614	54.4	509	45.1	6	0.5	660	58.5	367	32.5	16	1.4	1	0.1	85	7.5

表17-2 実務者会議の開催

(平成18年4月1日現在)

	協議会・ ネットワークの 設置数・ 予定数	機関連絡会代表 者会議		定期開催		不定期 開催		無回答		年1～2回 開催		年3～4回 開催		年5～12回 開催		年13回以上 開催		その他 ('随時' 等)		無回答	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,576	920	58.4	427	27.1	484	30.7	9	0.6	348	22.1	233	14.8	263	16.7	21	1.3	22	1.4	33	2.1
都道府県																					
市・区(30万以上)	69	60	87.0	43	62.3	16	23.2	1	1.4	9	13.0	22	31.9	24	34.8	3	4.3	0	0.0	2	2.9
市・区(10万～30万未満)	201	155	77.1	102	50.7	53	26.4	0	0.0	38	18.9	43	21.4	63	31.3	6	3.0	1	0.5	4	2.0
市・区(10未満)	492	309	62.8	151	30.7	155	31.5	3	0.6	107	21.7	83	16.9	97	19.7	8	1.6	6	1.2	8	1.6
町	694	334	48.1	115	16.6	216	31.1	3	0.4	164	23.6	73	10.5	68	9.8	1	0.1	14	2.0	14	2.0
村	105	48	45.7	8	7.6	38	36.2	2	1.9	29	27.6	8	7.6	5	4.8	0	0.0	1	1.0	5	4.8
指 定 都 市	15	14	93.3	8	53.3	6	40.0	0	0.0	1	6.7	4	26.7	6	40.0	3	20.0	0	0.0	0	0.0
(参考)平成17年度	1,665	1,094	65.7	440	40.2	647	59.1	7	0.6	369	33.7	280	25.6	261	23.9	10	0.9	7	0.6	167	15.3

表17-3 個別ケース検討会議の開催

(平成18年4月1日現在)

	協議会・ ネットワークの 設置数・ 予定数	機関連絡会代表 者会議		定期開催		不定期 開催		無回答		年1～6回 開催		年7～12回 開催		年13～24回 開催		年25回以上 開催		その他 ('随時' 等)		無回答	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,576	1,151	73.0	107	6.8	1,035	65.7	8	0.5	532	33.8	235	14.9	119	7.6	137	8.7	35	2.2	93	5.9
都道府県																					
市・区(30万以上)	69	66	95.7	6	8.7	60	87.0	0	0.0	8	11.6	7	10.1	15	21.7	30	43.5	0	0.0	6	8.7
市・区(10万～30万未満)	201	174	86.6	11	5.5	160	79.6	3	1.5	27	13.4	49	24.4	29	14.4	56	27.9	3	1.5	10	5.0
市・区(10万未満)	492	378	76.8	39	7.9	336	68.3	3	0.6	150	30.5	98	19.9	54	11.0	43	8.7	6	1.2	27	5.5
町	694	461	66.4	41	5.9	417	60.1	2	0.3	303	43.7	72	10.4	17	2.4	4	0.6	23	3.3	42	6.1
村	105	58	55.2	8	7.6	50	47.6	0	0.0	41	39.0	6	5.7	1	1.0	0	0.0	2	1.9	8	7.6
指 定 都 市	15	14	93.3	2	13.3	12	80.0	0	0.0	3	20.0	3	20.0	3	20.0	4	26.7	1	6.7	0	0.0
(参考)平成17年度	1,665	1,299	78.0	99	7.6	1,192	91.8	8	0.6	568	43.7	218	16.8	79	6.1	97	7.5	26	2.0	311	23.9

(2) 研修会等の開催(表18)

協議会及びネットワークの活動内容のうち、「研修会」は577か所(36.6%)、「保護者・住民等への講演会・学習会」が248か所(15.7%)で実施されていた。その他の活動としては、リーフレットの作成・配布等を通しての普及啓発活動が大部分であった。

表18 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける研修等の開催状況《複数回答》

表18-1 研修会の開催

(平成18年4月1日現在)

		協議会・ ネットワークの 設置数・ 予定数	研修会		定期開催		不定期開催		無回答		年2回以内 開催		年3～4回 開催		年5回以上 開催		その他 (「随時」等)		無回答	
全 体		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
都道府県	市・区(30万以上)	69	49	71.0	15	21.7	34	49.3	0	0.0	34	49.3	8	11.6	7	10.1	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万～30万未満)	201	115	57.2	31	15.4	83	41.3	1	0.5	94	46.8	15	7.5	6	3.0	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万未満)	492	199	40.4	66	13.4	130	26.4	3	0.6	164	33.3	17	3.5	12	2.4	1	0.2	5	1.0
	町	694	179	25.8	54	7.8	124	17.9	1	0.1	163	23.5	6	0.9	3	0.4	1	0.1	6	0.9
	村	105	20	19.0	1	1.0	19	18.1	0	0.0	17	16.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	2.9
指 定 都 市		15	15	100.0	4	26.7	11	73.3	0	0.0	9	60.0	1	6.7	5	33.3	0	0.0	0	0.0
(参考)平成17年度		1,665	690	41.4	169	24.5	512	74.2	9	1.3	534	77.4	60	8.7	28	4.1	3	0.4	65	9.4

表18-2 保護者・住民を対象にした講演会・学習会

(平成18年4月1日現在)

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	講演会、学習会		定期開催		不定期開催		無回答		年1回開催		年2回開催		年3回以上開催		その他 〔「随時」等〕		無回答	
				数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,576	248	15.7	72	4.6	173	11.0	3	0.2	188	11.9	26	1.6	28	1.8	1	0.1	5	0.3
都道府県																			
市・区(30万以上)	69	31	44.9	5	7.2	26	37.7	0	0.0	21	30.4	4	5.8	6	8.7	0	0.0	0	0.0
市・区(10万～30万未満)	201	62	30.8	18	9.0	44	21.9	0	0.0	53	26.4	4	2.0	4	2.0	0	0.0	1	0.5
市・区(10万未満)	492	81	16.5	26	5.3	53	10.8	2	0.4	62	12.6	9	1.8	9	1.8	0	0.0	1	0.2
町	694	60	8.6	18	2.6	41	5.9	1	0.1	46	6.6	5	0.7	6	0.9	1	0.1	2	0.3
村	105	6	5.7	3	2.9	3	2.9	0	0.0	4	3.8	1	1.0	0	0.0	0	0.0	1	1.0
指 定 都 市	15	8	53.3	2	13.3	6	40.0	0	0.0	2	13.3	3	20.0	3	20.0	0	0.0	0	0.0
(参考)平成17年度	1,665	316	19.0	70	22.2	236	74.7	10	3.2	218	69.0	39	12.3	32	10.1	1	0.3	26	8.2

表18-3 その他 (リーフレットの配布等)

(平成18年4月1日現在)

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	その他		定期開催		不定期開催		無回答		年1回開催		年2回開催		年3回以上開催		その他 〔「随時」等〕		無回答	
				数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,576	104	6.6	34	2.2	67	4.3	3	0.2	35	2.2	24	1.5	33	2.1	3	0.2	9	0.6
都道府県																			
市・区(30万以上)	69	12	17.4	5	7.2	7	10.1	0	0.0	4	5.8	1	1.4	7	10.1	0	0.0	0	0.0
市・区(10万～30万未満)	201	24	11.9	8	4.0	14	7.0	2	1.0	5	2.5	5	2.5	10	5.0	0	0.0	4	2.0
市・区(10万未満)	492	39	7.9	13	2.6	25	5.1	1	0.2	15	3.0	8	1.6	12	2.4	1	0.2	3	0.6
町	694	15	2.2	4	0.6	11	1.6	0	0.0	5	0.7	5	0.7	2	0.3	2	0.3	1	0.1
村	105	6	5.7	1	1.0	5	4.8	0	0.0	4	3.8	1	1.0	0	0.0	0	0.0	1	1.0
指 定 都 市	15	8	53.3	3	20.0	5	33.3	0	0.0	2	13.3	4	26.7	2	13.3	0	0.0	0	0.0
(参考)平成17年度	1,665	81	4.9	23	28.4	51	63.0	7	8.6	33	40.7	13	16.0	22	27.2	1	1.2	12	14.8